

広島県再犯防止推進計画
～更生支援の推進～

《計画案》

広島県

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画の対象	
5 考慮が必要な社会情勢の変化	
6 基本的な考え方	
7 将来の目指す社会像	
8 注視する指標	
9 計画のマネジメント	
第2章 犯罪・非行をした者の状況等	7
1 刑事司法手続きと地域支援の流れ	
2 犯罪・非行をした者の状況	
第3章 取組の方向	11
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	11
◇ 目指す姿・成果指標	
(1) 社会の理解促進	
(2) 支援基盤の強化	
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	16
◇ 目指す姿・成果指標	
(1) 住居等の確保	
(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等	
ア 高齢者・障害（の疑い）のある者等の支援	
イ 薬物依存を有する者への支援	
ウ 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援	
3 社会参画の実現	27
◇ 目指す姿・成果指標	
(1) 就労に向けた支援	
(2) 修学等の支援	
【参考資料】	33
1 関連データ	
2 活用できる機関・団体，制度	
3 用語解説	
4 検討経緯	

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

広島県の新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が、令和3年度からスタートします。

このビジョンでは、「将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現」を基本理念とし、「県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています」を目指す姿に掲げています。

このうち、「「安心」の土台」について、県では、様々な分野で幅広い観点から取組を進めていきますが、その中に、多様性を認め合い、支え合う地域共生社会を推進していくことと、安全・安心な広島県の実現に向けた取組があります。

この計画において取り組む、犯罪・非行をした者の社会復帰に向けた支援、いわゆる“更生支援”も、こうした取組の一つに位置付くものです。

近年、広島県では、刑法犯検挙者が減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は継続して5割を超えています。犯罪・非行をした者の現状を見ると、高齢、疾病、貧困等を抱え、さらに受刑による社会との隔絶も重なるなど、様々な生活上の困難、生きづらさを抱えている者も少なくありません。国においても、刑事施設や地方検察庁に福祉の専門職が配置されるなど、刑事司法分野と福祉分野の連携が進められてきましたが、県行政がどのような役割を担うべきか明確になっていませんでした。

こうした中、地域社会における息の長い支援の必要性が認識され、平成28(2016)年度に再犯防止推進法が施行されるなど、県・市町における取組の強化が求められてきました。

この度、これまで県・市町や民間団体など様々な主体が、それぞれの立場で行ってきた取組や課題を踏まえ、県として、目指す姿をお示しするとともに、更生支援の取組の方向をまとめました。

今後、関係機関や支援者等と連携しながら、更生支援に取り組み、地域で支え合う地域共生社会と安全・安心な広島県の実現を目指します。

2 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律※（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条に基づく県計画

※文中「再犯防止推進法」と記載

3 計画期間

令和 3 (2021)年度～令和 7 (2025)年度（5 年間）

4 計画の対象

犯罪・非行をした者とその家族，犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者，及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員

5 考慮が必要な社会情勢の変化

- 人口減少，少子・高齢化，地域コミュニティの希薄化
人口減少，高齢化，未婚率の増加等により，今後，単身・高齢者のみの世帯の増大が見込まれ，地域社会において，犯罪・非行をした者が，抱える課題に気づかれず，孤立を強めるおそれがあります。
- 生活・就労環境の急激な変化
生活・就労環境におけるデジタル技術の浸透や，新型コロナウイルス感染症による生活様式の見直しなど，社会環境の変化が進むことが見込まれますが，受刑に伴い社会と隔絶する者にとっては順応する難しさが高まることが懸念されるとともに，支援する側も変化に対応していく必要があります。
- 更生支援に対する社会の関心の低下
平成 30 (2018) 年に内閣府が行った「再犯防止対策に関する世論調査」によると，「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合は，53.5%と，平成 25 (2013) 年の調査から 5.6 ポイント低下しており，社会の興味・関心，協力意欲の低下が懸念されています。

(法制度面)

- 平成 27 (2015) 年：生活困窮者自立支援制度開始
- 平成 28 (2016) 年：再犯防止推進法成立・施行
- 令和 2 (2020) 年：社会福祉法改正 (地域共生社会の実現に向けた市町体制の構築支援等)

6 基本的な考え方

(1) 取組の推進にあたっての基本的な考え方

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」に掲げる「基本方針」を踏まえて取り組みます。

〔国の再犯防止推進計画の基本方針の概要〕

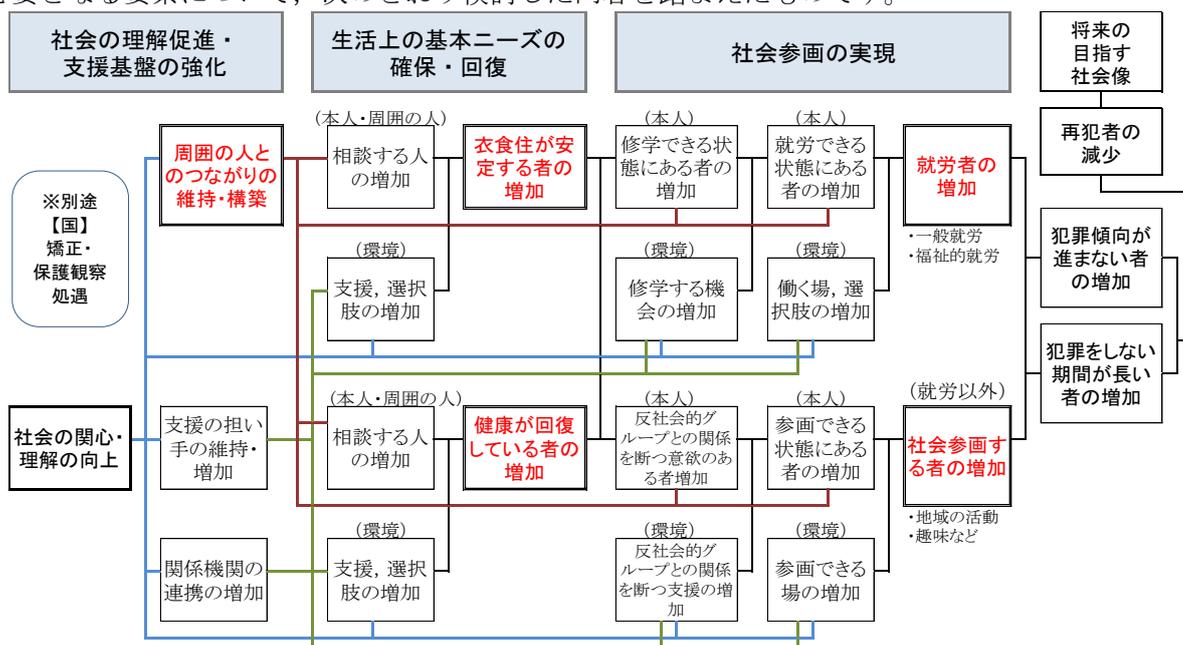
- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施すること。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

(2) 施策体系（計画の構成）

この計画の施策体系（計画の構成）は次のとおりです。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援

施策体系の検討にあたっては、現状・課題のほか、「将来の目指す社会像」の実現に向けて必要となる要素について、次のとおり検討した内容を踏まえたものです。



※ 参考：法務総合研究所研究部報告 59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査「再犯しなかった理由」等

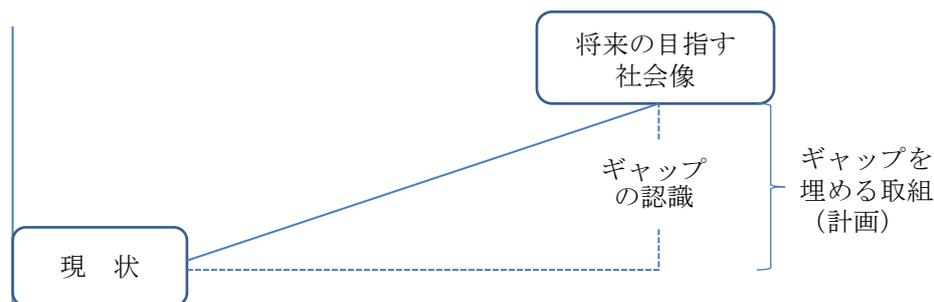
7 将来の目指す社会像

犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会。

【説明文】

- 犯罪・非行をした者が、社会復帰への意欲を持ち・・・・・・・・・・①
 地域社会の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・②
 理解と協力を得て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・③
 将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ・・・・・・・・④
 再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会・・・⑤

- ① 犯罪・非行をした者（刑法及び特別刑法により検挙された者、及び非行により検挙された者）が、自らの犯罪責任を自覚し、犯罪被害者の心情を理解した上で、社会復帰への意欲を持ち、
- ② 家族のほか、保護司、民生委員・児童委員等の身近な支援者・団体、社会生活を営む上で必要な住居・雇用の関係者、保健医療・福祉サービス、教育の提供者・機関、行政機関など犯罪・非行をした者の立ち直りに関わる者、及び犯罪・非行をした者を取り巻く社会の全ての構成員から、
- ③ 高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境等、生活における様々な困難（生きづらさ）に対する配慮や支援が受けられず、または不十分なため、その生きづらさが間接的・直接的な原因となって犯罪・非行に至ったという背景や、立ち直りへの意欲を持ち、努力している状況にあることが理解され、生きづらさや立ち直りに必要な配慮や様々な支援を受け、
- ④ 立ち直りに向けて、修学の機会や知識・技能の習得による就労の機会などがあり、地域社会において自立した生活が営めるという将来への明るい見通しを持って立ち直りに取り組むことができ、
- ⑤ 地域社会において生活基盤を持ち、社会参画を果たしている。また、これによって、繰り返し犯罪を行う者が減少することにより、犯罪被害を受ける人も減少している社会。



8 注視する指標

「将来の目指す社会像」に近付いているかを検証していくため、各施策の項目に設定する成果指標と合わせて、次の指標の推移を注視していきます。

指標※1	現状値（H30）	
	広島県	全国
(1)刑法犯検挙者数	4,440人※2	206,094人
うち、再犯者数（再犯者率）	2,275人 (51.2%)	100,601人 (48.8%)
(2)刑事施設入所者数	262人※3	14,434人
うち、犯罪時に無職である数（割合）	167人 (63.7%)	9,240人 (64.0%)
(3)刑事施設入所者のうち、再入所者数	159人※3	8,425人
うち、前刑出所時に 帰住先が「なし・不詳」である数（割合）	40人 (25.2%)	1,773人 (21.0%)

※1 出典：(1)法務省大臣官房調査，(2)(3)法務省矯正局調査

※2 広島県警が検挙した者の状況

※3 犯罪時の住居が広島県であった者の状況

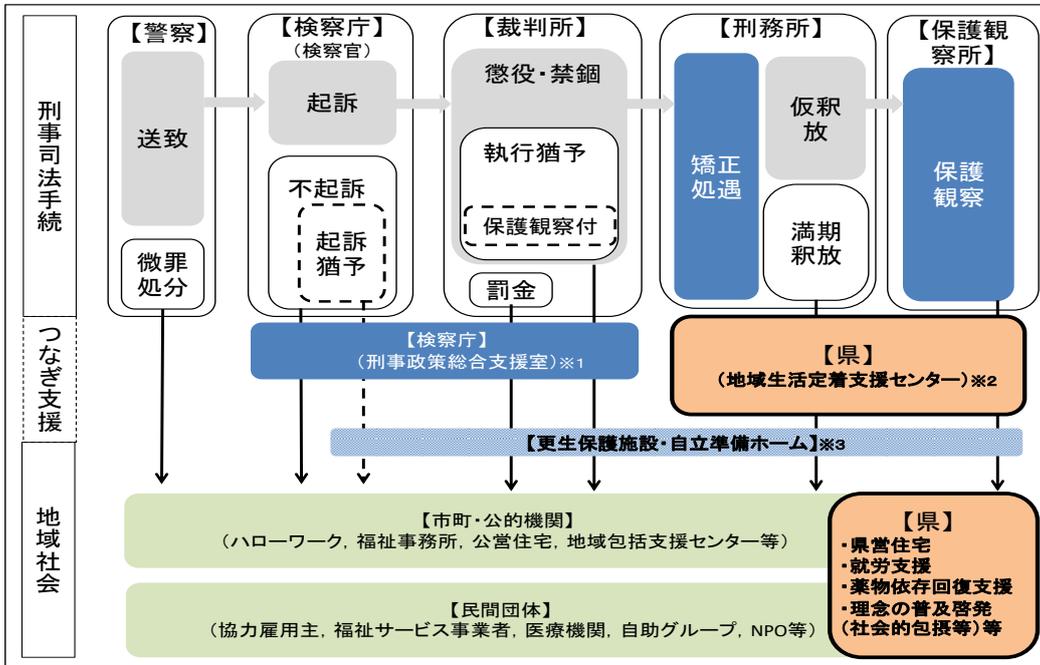
9 計画のマネジメント

- 施策体系の項目にある「取組の方向」，及び「成果指標」を毎年度点検し，進捗状況の点検を行うとともに，国や民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」において意見聴取や情報共有を行い，必要な改善を図りつつ施策を推進していきます。
- 「広島県地域福祉支援計画」や「『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プラン」など，関連する県の他計画と連携・整合を図りながら推進します。

第2章 犯罪・非行をした者の状況等

1 刑事司法手続きと地域支援の流れ

○ 現在の制度（成人）



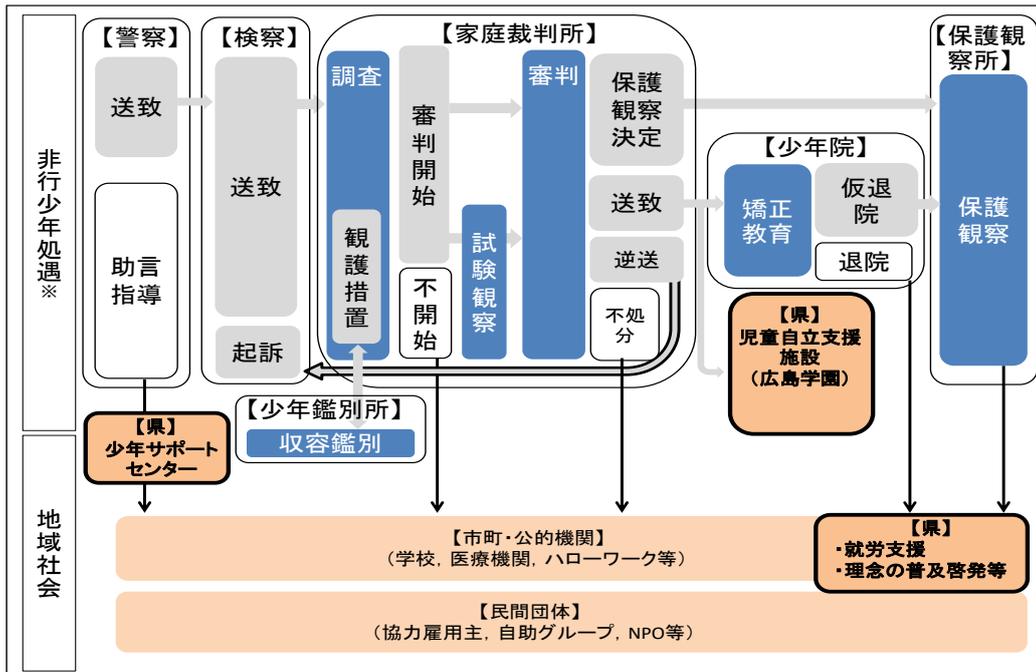
本人承諾の下,

※1 起訴猶予者等のうち、高齢・障害・住居不定等により自立した生活が困難な者に対し、福祉等の利用調整を実施

※2 刑事施設出所者のうち、住居のない、高齢・障害により自立した生活が困難な者に対し、福祉等の利用調整等を実施

※3 住居のない保護観察対象者等に対し、一定期間、宿泊場所や食事を提供

○ 現在の制度（少年）



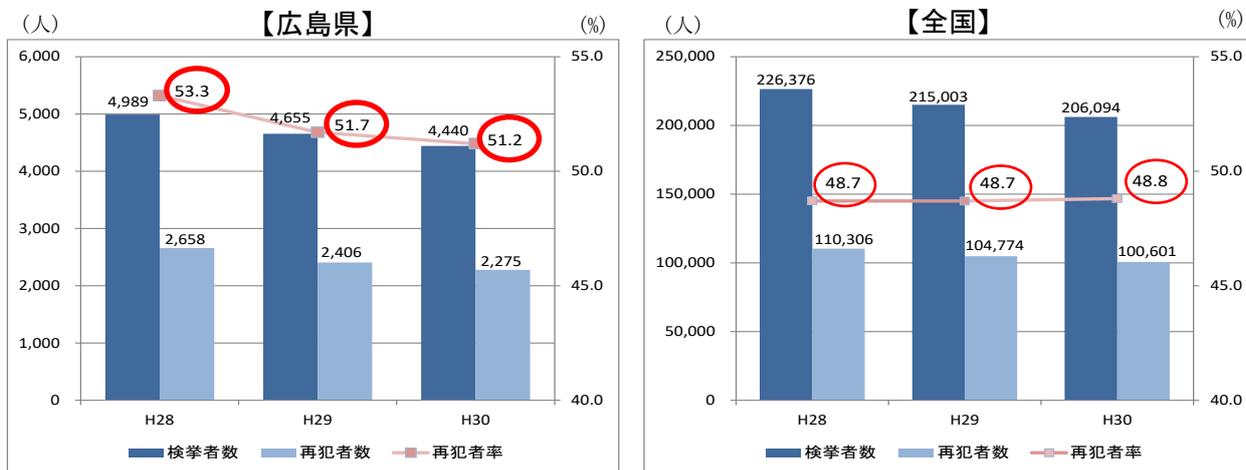
※ 14歳以上の罪を犯した少年の処遇を表す。

2 犯罪・非行をした者の状況

(1) 全体概況

ア 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率※1

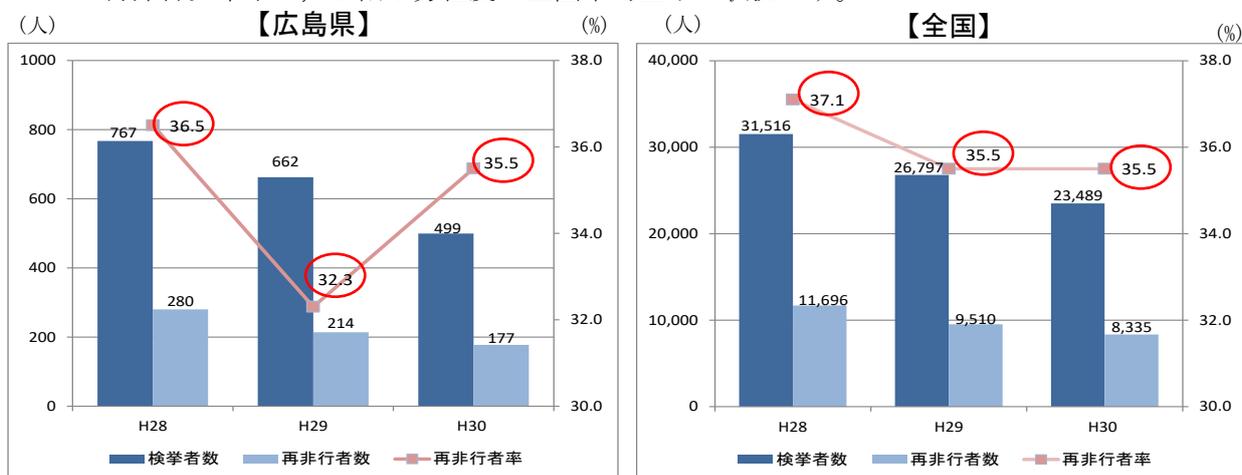
- ・再犯者数は、減少傾向です。
- ・再犯者率は、近年継続して5割を超え、全国平均よりも高い状況です。



※1 出典：法務省大臣官房調査

イ 刑法犯検挙者中の再非行少年数・再非行少年率（犯罪少年）※2

- ・再非行少年数は、減少傾向です。
- ・再非行少年率は、3割5分程度で全国平均並みの状況です。



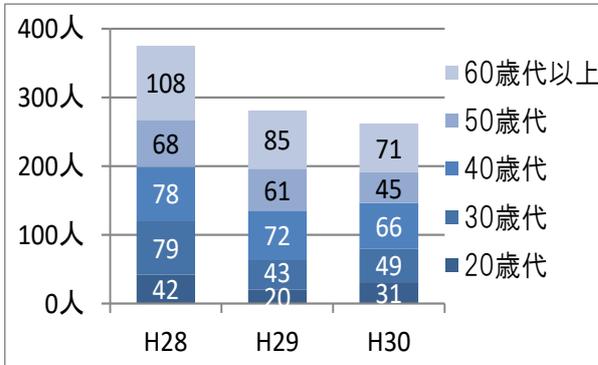
※2 出典：広島県警察本部「令和元年少年補導」
（14歳以上の罪を犯した少年（20歳未満）の状況）

(2) 成人（刑事施設入所者）の状況※1

新たに刑事施設に入所した者（受刑者）で、犯罪時の住居が広島県であった者の状況。
 (刑事施設入所者の現状であり、犯罪をするに至った直接の原因を示すものではありません。)

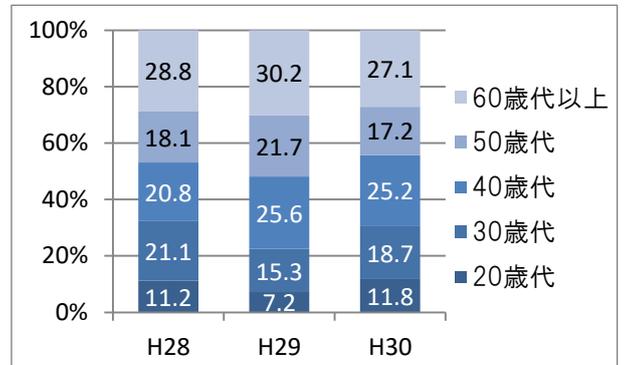
ア 年齢（人数）

入所者数は減少傾向です。



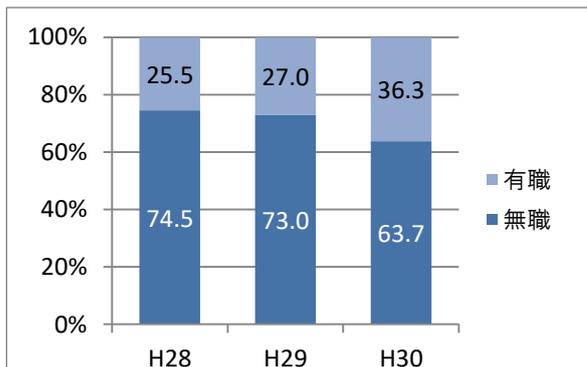
イ 年齢（割合）

60歳以上の割合が、27%～30%で推移しています。



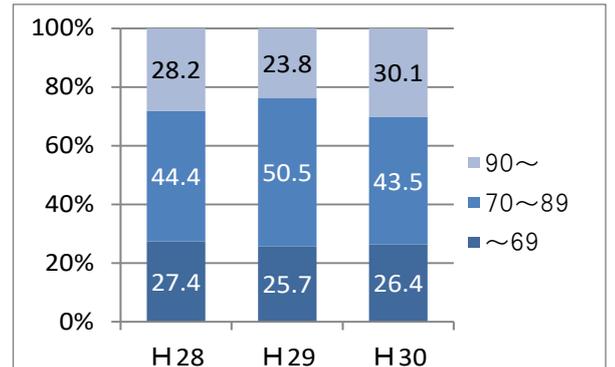
ウ 犯罪時の就業状況

無職の割合が、63～74%で推移しています。



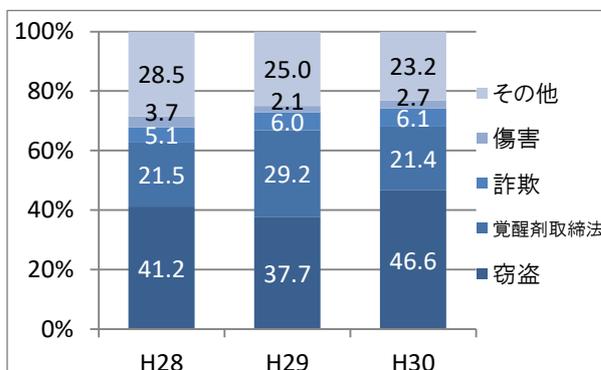
エ 能力検査値（IQ相当値※2）

IQ相当値69以下※3の者が25～27%で推移，IQ相当値70～89（境界知能にある者※4を含む）の者が43～50%で推移しています。



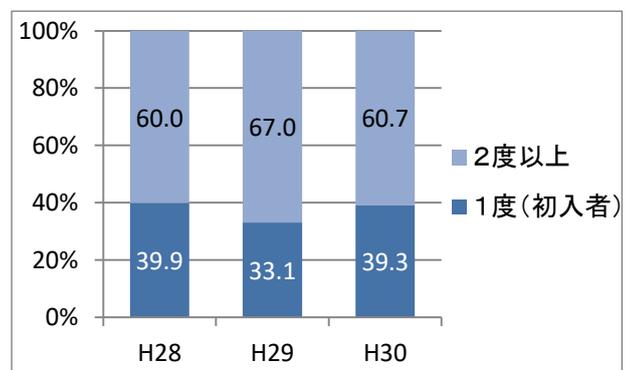
オ 罪名

「窃盗」の割合が、37～46%で推移しており、罪名中、最も高い状況です。

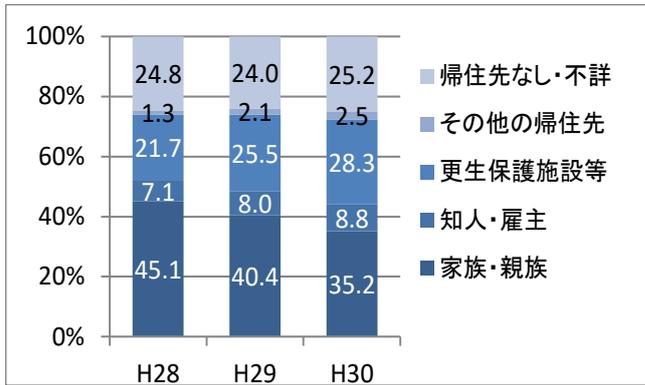


カ 入所度数

2度以上の割合が、60%を超えて推移しています。



キ 前刑出所時の帰住先
「帰住先なし・不詳」の割合が、20%台で推移しています。



- ※1 法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成。
- ※2 刑事施設において実施した能力検査の結果を、IQに相当する値に置き換えたもの。
- ※3 広島県の療育手帳は、こども家庭センターの判定により、IQ75未満の者に対し、社会適応能力を加味した上で交付される。
- ※4 境界知能にある者とは、IQ71～85未満の者を言い、知的障害と判定されないものの、認知機能の弱さ・対人スキルの乏しさなど生活上の困難を抱えるとされる。(広島大学大学院宮口教授講演資料((公財)鳥取市人権情報センター機関紙「架橋」42号36～45頁)に依る。)なお、IQの中央値は、100。

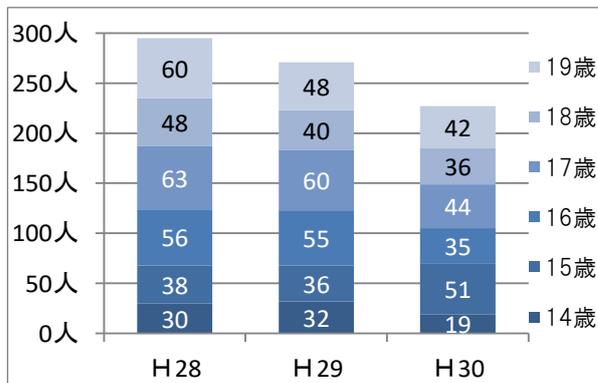
(3) 少年(保護観察処分少年)の状況※

家庭裁判所の審判により、新たに保護観察に付された少年(保護観察処分少年)の保護観察開始時の状況。

(保護観察処分少年の現状であり、非行をするに至った直接の原因を示すものではありません。)

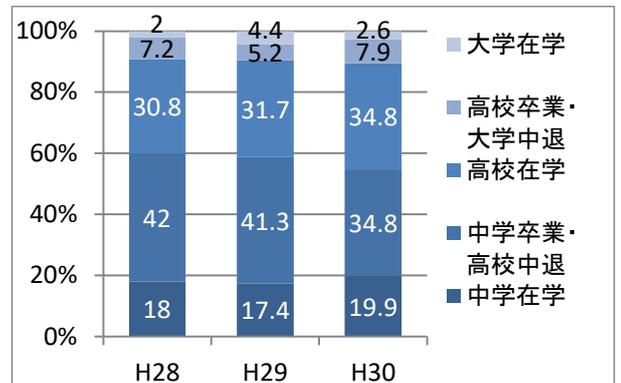
ア 年齢

保護観察処分少年数は、減少傾向です。



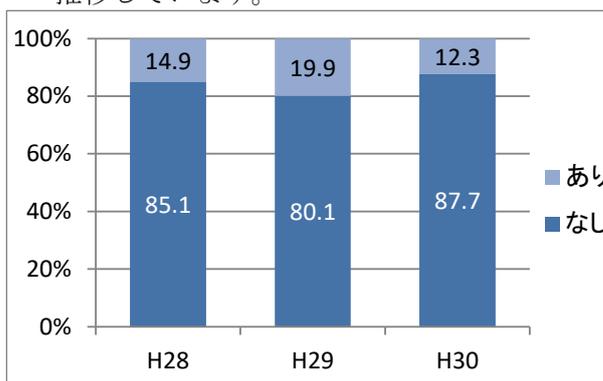
イ 教育程度

「中学校卒業・高校中退」の割合が、34%～42%で推移しています。



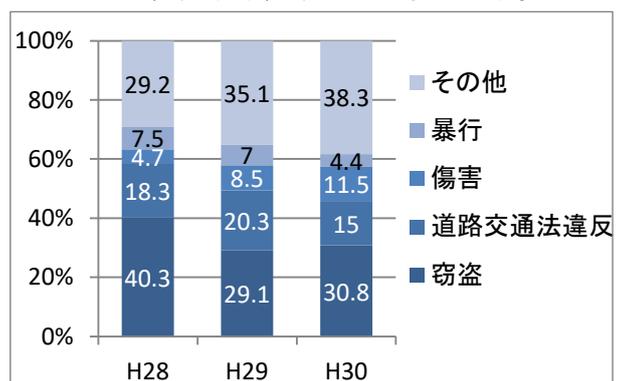
ウ 不良集団関係

関係「なし」の割合が、80%を超えて推移しています。



エ 罪名

「窃盗」の割合が、29～40%で推移しており、罪名中、最も高い状況です。



※ 法務省保護局調査を基に県民活動課で作成

第3章 取組の方向

1 社会の理解促進・支援基盤の強化

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿	10年後の目指す姿
<p>この計画の周知や、計画に掲げる取組を着実に進めることにより、計画に掲げる「将来の目指す社会像」や、犯罪・非行をした者が抱える生きづらさなどについて、更生支援に関わる者のほか、犯罪・非行をした者を取り巻く社会の構成員においても、共感や理解が進みつつあります。</p> <p>さらに、県内の8割の市町で「地方再犯防止推進計画」の策定が進むなど、県や市町の取組に更生支援の視点が持たれることによっても、社会の理解が進んでいます。</p> <p>社会の共感や理解を出発点として、「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じた関係者間の情報共有や、民間ボランティアなどの人材確保、様々な機会をとらえた更生支援に関する研修等の取組により、更生支援の仕組みづくりが着実に進んでいます。</p>	<p>県計画に掲げる「将来の目指す社会像」や、犯罪・非行をした者が抱える生きづらさなどについて、更生支援に関わる者のほか、犯罪・非行をした者を取り巻く社会の構成員においても、共感され、理解が進んでいます。</p> <p>さらに、県内の全ての市町で「地方再犯防止推進計画」が策定されるなど、県や市町の取組に更生支援の視点が持たれることによっても、社会の理解が進んでいます。</p> <p>社会の共感や理解を出発点として、関係者間の情報共有や、人材確保、研修等の取組により、更生支援の仕組みが確保・強化されています。</p>

◇ 成果指標

指標名		現状値(R2)	5年後(R7)
地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む		2市	20市町
設定理由	市町における計画の作成や周知を通じ、市町の取組に更生支援の視点が持たれるとともに、地域における福祉の担い手のほか、広く県民に犯罪・非行をした者の生きづらさの理解が深まり、社会全体の共感や理解につながると考えられるため。		

(1) 社会の理解促進

【現状】

- 内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」（平成 30（2018）年実施）によると、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合は減少しています。
 <「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」人の割合> H25：59.1% ⇒ H30：53.5%
- 再犯防止推進法第 8 条において、市町が地方再犯防止推進計画を策定することが、努力義務とされています。
 <策定済市町（県内）> 2 市（尾道市、大竹市）／2 3 市町（令和 2（2020）年 4 月時点）

【取組状況】

国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護観察所が中心となり、多様な主体の参画の下、更生保護に関する理解を深めるための取組である“社会を明るくする運動”を推進（街頭広報活動、作文コンテスト等を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・参画機関：160（R1 年度） ・参加人数（延べ）：48,131 人（R1 年度） ○ 県内の矯正施設が中心となり、矯正行政に対する理解を深めるため、矯正展（刑務所作業製品の展示即売会、広報コーナーの設置等）を開催 ○ 再犯防止推進法第 6 条に定める再犯防止推進月間（7 月）の取組として、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるためのシンポジウムを開催 <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数（中国ブロック）：約 280 人（R1 年度） （法務少年支援センター） ○ 学校等の依頼に基づき、非行の防止に向けた講演等を実施
県	（県民活動課） <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事が実行委員長となり，“社会を明るくする運動”を推進（作文コンテストの審査、懸垂幕の掲示等） （地域共生社会推進課，人権男女共同参画課） <ul style="list-style-type: none"> ○ 「広島県地域福祉支援計画」，「広島県人権啓発推進プラン」において，矯正施設出所者への支援の視点を記載
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全市町長がそれぞれの地区で実行委員長となり，“社会を明るくする運動”の地区推進委員会を組織し，街頭広報活動や住民集会などの行事を実施 <地区推進委員会の行事实績> <ul style="list-style-type: none"> ・行事回数：1,151 回（R1 年度） ・参加人数（延べ）：41,430 人（R1 年度）
民間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司会，更生保護女性会など，“社会を明るくする運動”に参画し，街頭啓発，機関紙の発行を実施

【課題】

(行政)

- 県内市町における地方再犯防止推進計画の策定は2市に留まっており、取組に差があります。
- 県と市町における高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の取組においても、更生支援の視点がない、あるいは不十分となっています。

(地域福祉の担い手)

- 地域福祉の担い手、協力者において、刑事司法関係機関と連携した取組の経験が十分でないため、更生支援は、刑事司法関係機関の仕事であるとの受け止めがあります。
- 刑事司法分野の地域における支援の担い手にとって、福祉分野の理解を深める機会が十分とは言えません。

(一般県民)

- 更生支援について、これまで直接支援に携わったことのない県民にとっては、身近なテーマではなく、関心が高いとは言えません。

【取組の方向】

(行政)

- 県内市町において、地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援します。
- 県の関連計画との連携や、この計画の市町への周知などを通じて、県や市町の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう取り組みます。

(地域福祉の担い手)

- 高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組みます。
- 刑事司法分野の支援者に、福祉分野の制度や支援の考え方などの理解が深まるよう取り組みます。

(一般県民)

- 更生保護への理解を深める取組である“社会を明るくする運動”を関係機関、民間協力者と連携して推進します。

(2) 支援基盤の強化

【現状】

(連携体制)

- 県は、平成 28 (2016) 年度に、関係機関による「非行少年等再犯防止に関する連絡会議」を設置し、令和 2 (2020) 年度に、この計画の策定にあわせて、「広島県再犯防止推進連絡会議」へ発展改組しています。
- 広島弁護士会は、起訴猶予者等を対象として、平成 30 (2018) 年度に、特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構と連携協定を締結し、就労支援を行っているほか、令和 2 (2020) 年度には、公益社団法人広島県社会福祉士会と福祉サービスの利用調整に関する連携協定を締結しています。

(専門人材)

- 刑事施設などの刑事司法関係機関において、平成 22 (2010) 年度から、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉の資格を持つ専門職員の配置が進んでいます。
- 公益社団法人広島県社会福祉士会において平成 30 (2018) 年度から、司法と福祉双方に精通した人材を育成するため、社会福祉士を対象に、刑事司法手続きに関する知識や犯罪・非行をした者に対する支援技術等の研修を実施しています。

(民間ボランティア)

- 犯罪・非行をした者の立ち直りを地域で支えるボランティアである「保護司」(法務大臣が委嘱)は、減少傾向です。

< 県内保護司数・定員充足率 > H27 : 1,247 人, 93.2% ⇒ R1 : 1,224 人, 91.5%

【取組状況】

国	(保護観察所) ○ 保護司活動インターンシップや広報等の保護司の安定的確保に向けた取組を実施 (法務少年支援センター) ○ 県警との協定に基づき、少年サポートセンターにおける支援方法に関して、心理学的知見から助言を実施
県	(県民活動課) ○ 非行少年等再犯防止に関する連絡会議の設置 (H28～R1) ○ 再犯防止推進連絡会議の設置 (R2～) ○ 更生保護ボランティア団体の研修・啓発活動への補助
市町	○ 再犯防止推進計画策定済の市においては、関係機関による推進会議を設置 ○ 更生保護サポートセンターの設置に協力
民間	(保護司会) ○ 犯罪・非行をした者の立ち直りを支援 ○ 保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターを設置 (更生保護女性会) ○ 更生保護への理解と協力を得るための運動を展開 (BBS 会)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青年ボランティアが、非行をした者への学習支援等を実施 (社会福祉士会) ○ 司法と福祉双方に精通する人材育成を目的とした研修を実施 ・受講人数：90人 (H30・R1年度)
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【課題】

(連携体制)

- 刑事司法関係機関と地域の関係機関による連携は、非行少年に対する支援など一部に限られていたため、相互の取組状況への理解が不十分です。

(専門人材)

- 県内では、公益社団法人広島県社会福祉士会が、司法分野に精通した社会福祉士の育成を進めていますが、犯罪・非行をした者の支援に携わる(可能性のある)機関・団体の職員全体への波及には至っていません。

(民間ボランティア)

- 更生支援に対する社会の理解・関心の低下や地域の間人関係の希薄化などを背景に、保護司適格者の確保が困難になりつつあります。

【取組の方向】

(連携体制)

- この計画の策定にあわせて設置した「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じて、関係機関相互の情報共有、連携を推進します。

(専門人材)

- 「広島県再犯防止推進連絡会議」の会員等と連携し、犯罪・非行をした者の支援に携わる(可能性のある)機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。

(民間ボランティア)

- 更生保護に関するボランティアである保護司、更生保護女性連盟会員、BBS会員等の活動を広報し、県民の関心を高めるとともに、国と連携した人材確保・育成に取り組みます。

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿	10年後の目指す姿
<p>新たな住宅セーフティネット制度において、保護観察対象者を支援対象とする「居住支援法人」が3法人に増えるなどにより、犯罪・非行をした者の入居後の支援体制が整いつつあり、家主の負担感や不安軽減が図られる場合が増え、犯罪・非行をした者への住居の提供が促進されています。</p> <p>また、地域生活定着支援センターなどの支援機関の取組や相談窓口について、市町や保健医療・福祉サービス提供事業者の認知が進み、相談窓口の利用が増えるなどにより負担感や不安軽減が図られ、福祉等サービスの提供が促進されています。</p> <p>さらに、国の刑事司法機関と地域の地域生活定着支援センターなど支援組織との間で、犯罪・非行をした者の状況に応じた申し送りやデジタル技術も活用した効果的な支援が行われています。</p> <p>こうした取組により、犯罪・非行をした者は、住居や必要な保健医療・福祉サービスの提供を受けており、地域生活定着支援センターの支援を受けた者の地域定着率が88%になるなど、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいます。</p>	<p>新たな住宅セーフティネット制度において、保護観察対象者を支援対象とする「居住支援法人」が5法人に増えるなどにより、犯罪・非行をした者への入居後の支援があり、家主の負担感や不安軽減が図られ、犯罪・非行をした者への住居の提供が促進されています。</p> <p>また、地域生活定着支援センターなどの支援機関の取組が広く認知され、相談窓口の利用も進み、保健医療・福祉サービス提供事業者や地域住民の負担感や不安軽減が図られ、福祉等サービスの提供が促進されています。</p> <p>さらに、国の刑事司法機関と地域の地域生活定着支援センターなど支援組織との間で、犯罪・非行をした者の状況に応じた申し送りや効果的な支援が行われています。</p> <p>こうした取組により、犯罪・非行をした者は、住居や必要な保健医療・福祉サービスの提供を受けており、地域生活定着支援センターの支援を受けた者の地域定着率が9割を超えるなど、生活上の基本ニーズの確保・回復が進んでいます。</p>

◇ 成果指標

指標名		現状値(R2)	5年後(R7)
居住支援法人（保護観察対象者を対象とする）の数		1法人	3法人
設定理由	住居の確保においては、家主の負担感・不安感の軽減が必要ですが、身寄りのない場合がある犯罪・非行をした者に対する見守りやトラブル時の対応を行う「居住支援法人」が、現在、1法人しかなく、一部の地域でしか支援が展開されていないため、指定法人を増やしていくことで、県全域での支援につながるが見込まれるため。		
指標名		現状値 (H29～R1 平均)	5年後(R7) (R4～R6 平均)
広島県地域生活定着支援センターによる福祉等の利用調整1年後の地域定着率※（3年平均） ※住居，保健医療，福祉サービスの提供を受けている者/調整した者		83%	88%
設定理由	福祉等の利用調整を実施した場合でも、一定割合で再犯や行方不明等により福祉等とのつながりが切れる者がいる中、関係機関との連携の下、効果的に助言・再調整する仕組みを構築することで、福祉等につながり続けることができる者が増えることが見込まれるため。		

(1) 住居等の確保

【現状】

- 逮捕や勾留、刑事施設への入所に伴い、住居を失う者が多いですが、社会保障制度（介護保険制度等の社会保険制度、生活保護等の公的扶助）を利用するためには、新たな住居とそれに対応した住民票を求められる場合があります。
また、更生保護施設や自立準備ホームといった一時的住居は、入居できる期間に限りがあるため、継続して社会保障制度を利用するためには、一時的な住居から退去した後の安定的住居も確保する必要があります。
- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設再入所者のうち、前刑出所時に「帰住先」が「なし・不詳」であった者の割合が、30歳代で10～20%台、40歳代以降は、概ね20～30%台、特に60歳代は30%を超えて推移しています。
- 法務省資料によると、平成30（2018）年に全国で新たに刑事施設へ入所した者のうち、犯罪時に住所不定であった割合は、初入者は14.2%である一方、再入者は21.9%であり、犯罪傾向が進んでいる者ほど住所不定である割合が高まっています。

【取組状況】

<一時的住居> ※釈放後や矯正施設の出所直後の住まい

国	(保護観察所) ○ 住居のない保護観察対象者等に対し、宿泊場所や食事の提供を民間施設（更生保護施設・自立準備ホーム）へ委託 ・委託実績：299人（R1年度） ○ 自立準備ホームの登録・開拓
市町	○ 生活困窮者自立支援制度における任意事業である一時生活支援事業により、一定の住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供（一般施策） ・実施市町数：9市町（R1年度）

<安定的住居> ※生活の拠点となる一定の住居

県	(住宅課) ○ 住宅確保要配慮者（保護観察対象者含む）を拒まない住宅の登録促進や、居住支援法人の増加に向けた取組を実施 ○ 公営住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸（一般施策）
市町	○ 生活困窮者自立支援制度における必須事業である「住居確保給付金」の支給を通じ、離職等により、住居を失った人、または失うおそれのある人に対して、家賃相当額を給付（一般施策） ・支給件数（延べ）：175件（R1年度） ○ 公営住宅を建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸（一般施策）
民間	○ 住居の賃貸

【課題】

<一時的住居>

(国が民間委託)

- 保護観察所の委託により、更生保護施設や自立準備ホームにおいて、一時的な住居を提供していますが、地域により収容定員が偏在しています。

<更生保護施設及び自立準備ホームの収容定員（R2.8末時点）>

広島市：74人， 呉市：23人， 尾道市：10人， 福山市：10人， 府中市：9人

(生活困窮者自立支援制度)

- 一定の住居を持たない人に宿泊場所や衣食を提供する，生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業は，市町の任意事業であり，取組に差があります。

<安定的住居>

(民間)

- 低額所得者や高齢者，保護観察対象者などの住宅の確保に特に配慮を要する“住宅確保要配慮者”の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進や，“住宅確保要配慮者”への住宅相談や見守り支援等を行う法人を居住支援法人として指定するため，市町，不動産関係団体，支援団体等と連携して制度の普及を図っていますが，平成29(2017)年度に始まった制度であり，全県的な広がりには至っていません。

中でも，保護観察対象者を対象としたセーフティネット住宅の登録や居住支援法人の指定が進んでいません。

<セーフティネット住宅の登録状況（R2.8末時点）> 52戸（うち，保護観察対象者 0戸）

<居住支援法人の指定状況（R2.8末時点）> 4法人（うち，保護観察対象者 1法人）

(県営住宅)

- 県営住宅への入居にあたり，入居者の安否確認や居住確認，事件事故等が発生した場合の連絡先として緊急連絡先の提出を求めています，身寄りのない犯罪・非行をした者にとって，入居の際の負担となる場合があります。

(市・町営住宅)

- 市営・町営住宅への入居にあたり，連帯保証人を立てることを求めている市町があり，身寄りのない犯罪・非行をした者にとって，入居の際の負担となる場合があります。

【取組の方向】

<一時的住居>

- 一時的な住居の偏在を解消するため，国が行う支援制度等の広報や関係機関・民間への働き掛けに協力します。
- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業が，より多くの市町において取り組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。

<安定的住居>

(民間)

- 「新たな住宅セーフティネット制度」について，広島県居住支援協議会等を通じて，さらに周知を図るとともに，セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施しま

す。

- 「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組みます。

(県営住宅)

- 緊急連絡先を個人に限定せず公的機関や社会福祉協議会、福祉施設等も対象とするなど、入居要件の緩和について検討します。

(市・町営住宅)

- 連帯保証人要件の撤廃について、必要に応じ助言等を行います。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等

ア 高齢者・障害（の疑い）のある者等の支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者で、60歳以上の者の割合は30%程度であり、IQ相当値69以下※1の者の割合は25%程度です。

＜犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者の状況＞

- ・60歳以上

H28：28.8%（108人）、H29：30.2%（85人）、H30：27.1%（71人）

- ・IQ相当値69以下※2

H28：27.4%（103人）、H29：25.7%（72人）、H30：26.4%（69人）テスト不能も含む。

※1 広島県の療育手帳は、こども家庭センターの判定により、IQ75未満の者に対し、社会適応能力を加味した上で交付される。

※2 刑事施設において実施した能力検査の結果を、IQに相当する値に置き換えたもの。

- 広島県地域生活定着支援センターを設置し、刑事施設出所者のうち、住居のない、高齢又は障害により自立した生活が困難な者に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整及び調整後の対象者やサービス提供者に対する助言・再調整等を実施しています。

＜広島県地域生活定着支援センターによる支援状況＞

保健医療・福祉サービスの利用調整 H29年度：28人、H30年度：25人、R1年度：24人

助言・再調整等の実施 H29年度：43人、H30年度：42人、R1年度：33人

- 法務省が平成27（2015）年に実施した調査によると、全国の地域生活定着支援センターによる支援を受けた高齢又は知的・精神障害（の疑い）のある刑事施設出所者は、支援を辞退した者や住居があるなどの理由で支援対象外となった者より再入率が低くなっています。

＜H26.2.1～3.14に出所した者のH27.5.31時点の再入率＞

- ・高齢（65歳以上）であった者

支援を受けた者：7.1%、 辞退した者※1：46.4%、 支援対象外※2：13.5%

- ・知的・精神障害（の疑い）である者

支援を受けた者：10.0%、 辞退した者※1：39.3%、 支援対象外※2：20.6%

※1 住居のない、高齢又は障害（の疑い）のある者で、地域生活定着支援センターによる支援の対象となるが、本人の意志により支援を辞退した者

※2 高齢又は障害（の疑い）があるが、住居があるなどの理由で、地域生活定着支援センターによる支援の対象外となった者。

【取組状況】

＜起訴猶予者等＞

国	(検察庁) ○ 高齢又は障害により自立した生活が困難な者、生活困窮の者等に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整を実施。 ・広島地方検察庁（刑事政策総合支援室）による利用調整実施人数 H29年度：155人， H30年度：146人， R1年度：162人
民間	(弁護士会・社会福祉士会) ○ 両団体で協定を締結し、高齢又は障害により自立した生活が困難な者等に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整等を実施（R2年度～）

＜出所者＞

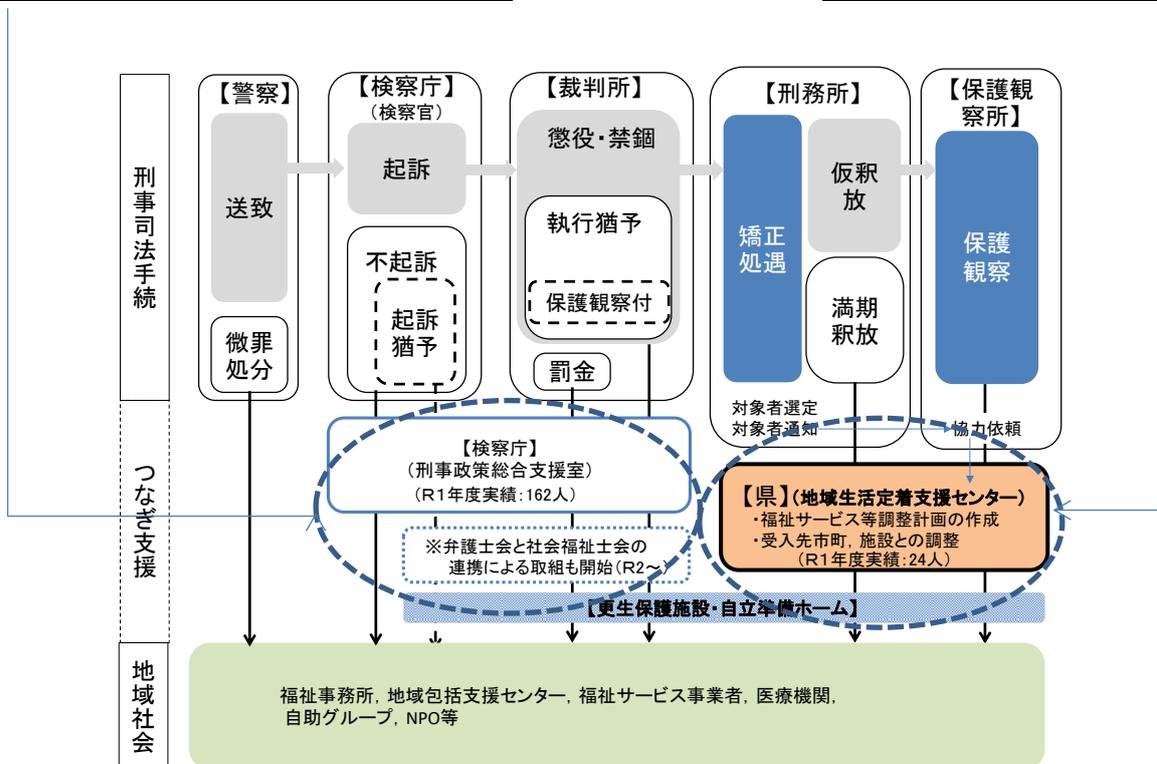
県	(地域福祉課（地域生活定着支援センター）) ○ 住居がなく、高齢又は障害により自立した生活が困難な者に対して、保健医療・福祉サービスの利用調整や調整後の助言・再調整等を実施 ・利用調整実施人数 H29年度：28人， H30年度：25人， R1年度：24人
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(概略図)

刑事司法手続において、高齢者や障害（の疑い）のある者など特別な配慮や支援が必要と判断された場合は、起訴猶予・執行猶予等となった者への支援と、受刑後、出所する者への支援があります。

■起訴猶予・執行猶予等となった者への支援

■受刑後、出所する者への支援



【課題】

(起訴猶予者等)

- 広島地方検察庁による支援は、刑事司法手続き上、調整期間が概ね10日～20日程度しかないので、面談等による本人特性の見極めや本人とサービス提供側双方の要望を聴取するものの、緊急対応的な支援にならざるを得ないほか、調整実施主体が刑事司法関係機関であることから、法令上、刑事司法手続き終了後の継続的な関与・支援ができず、その後の状況に応じた支援ができません。

(出所者)

- 広島県地域生活定着支援センターによる支援は、住居のない高齢又は障害（の疑い）のある者を対象としているため、支援の必要性があっても住居のある場合には、支援対象外となっています。
- 法務省が平成27（2015）年に実施した調査によると、地域生活定着支援センターによる支援を辞退した高齢又は知的・精神障害（の疑い）のある刑事施設出所者は、支援を受けた者に比べ、高齢で6.6倍、知的・精神障害（の疑い）のある者で3.9倍、刑事施設への再入率が高くなっており、本人の希望を前提としつつ理解不足等による辞退を減らす取組が求められています。
- 広島県地域生活定着支援センターは、国の補助要綱により設置しており、法律上位置付けられたものではないため、今後の国の継続的な支援を見通せない状況にあります。

(起訴猶予者等・出所者共通)

- 広島地方検察庁や広島県地域生活定着支援センターによる支援内容が、市町や保健医療・福祉サービス事業者に認知されておらず、刑事施設出所者に対する福祉等の利用調整が円滑に行われない場合があります。
- 広島県地域生活定着支援センターと広島地方検察庁による支援は、支援のノウハウや利用調整を行う保健医療・福祉サービス提供機関について共通する部分があり、個々に共有する取組はあるものの、組織的に行う仕組みは整っていません。
- 支援者間の連携や蓄積された支援データの利用において、デジタル技術を活用した情報共有は進んでいません。

【取組の方向】

(起訴猶予者等)

- 広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整後における、地域でのフォローについて、実態を把握した上で、必要な取組を推進します。

(出所者)

- 刑事施設出所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用にむけた支援の必要性が高いものの、広島県地域生活定着支援センターによる支援を受けることができていない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、広島県地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。
- 地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢又は障害（の疑い）のある刑事施設出所者について、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組みます。
- 国に対し、地域生活定着支援センターの法制度上の位置づけを明確にするよう提案し、支援が安定して継続されるように取り組みます。

(起訴猶予者等・出所者共通)

- 市町や保健医療・福祉サービス等の事業者において、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行います。
- 広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島弁護士会、公益社団法人広島県社会福祉士会など、保健医療・福祉サービスの利用調整に関わる機関において、支援のノウハウや地域資源を共有し、相互に連携する仕組みづくりを推進します。
- 支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。

イ 薬物依存を有する者への支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者のうち、「覚醒剤取締法違反」で入所している者は、全体の20%程度であり、特に30代～50代は、25%～40%程度となっています。
- 法務省が平成29(2017)年に実施した調査によると、覚醒剤取締法違反により刑事施設に入所している者のうち、専門医療機関等の薬物依存から回復するための治療や支援を実施する機関や団体を利用したことがないという者が多数に上っています。

＜関係機関・団体※を「利用したことがない」と回答した者の割合＞

専門病院：76.1%， 保健機関：94.2%， 回復支援施設：87.1%， 自助グループ：83.4%

※ 法務省調査では、関係機関・団体を次のとおり例示している。

専門病院：薬物依存の治療を行っている病院やクリニック

保健機関：薬物使用について相談できる精神保健福祉センターや保健所

回復支援施設：ダルクなど、薬物依存の当事者が入所・通所する施設

自助グループ：NAなど、薬物依存の当事者が入所・通所する施設

- 上記調査によると、利用したことがない理由として、「存在を知らなかった」、「支援を受けられる場所や連絡先を知らなかった」「支援を受けて何をするのかよくわからなかった」といったものが挙げられています。
- 平成28(2016)年度から、薬物累犯者等を対象に、懲役刑や禁錮刑の一部をあらかじめ猶予する「刑の一部執行猶予制度」が開始され、社会内での改善更生を図る制度の整備が進んでいます。

【取組状況】

国	(矯正施設)
	○ 薬物への依存のある刑事施設入所者や少年院在院者に対して、薬物依存回復プログラムを実施
	(保護観察所)
○ 薬物依存のある保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づいた薬物依存回復プログラムを実施	
○ 医療機関及び自助グループから講師を招き、薬物事犯者の家族及び担当保護司を対象とする講習会を実施	
・実施回数：4回(R1年度)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数（延べ）：34人（R1年度）
県	<ul style="list-style-type: none"> （薬務課） <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体を構成員とした薬物乱用対策推進本部を設置し、緊密な連携の下、総合的かつ効果的な対策を実施 （広島県立総合精神保健福祉センター） ○ 薬物依存回復プログラム、支援者・家族向け研修、相談支援を実施 （R1年度） <ul style="list-style-type: none"> ・回復プログラム参加人数（延べ）：128人 ・支援者向け研修参加人数（延べ）：238人 ・家族向け研修延参加人数（延べ）：134人 ・相談受付件数：882件 （保健所） <ul style="list-style-type: none"> ○ 覚醒剤等相談窓口を設置し、相談支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：46件（R1年度） （県警） <ul style="list-style-type: none"> ○ 執行猶予判決が見込まれる薬物事犯者に医療機関等の情報提供
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所（広島市、呉市、福山市）に覚醒剤等相談窓口を設置し、相談支援を実施
民間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 依存症医療拠点及び医療機関において、薬物依存症の専門的治療を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・依存症医療拠点：1カ所 ・専門医療機関（薬物）：3カ所

【課題】

- 薬物依存を有する者への支援について、地域における本人や家族からの相談への対応や、治療・回復支援の充実を図っていくことが求められています。
- 地域で治療や支援を実施している機関・団体の情報や、治療・支援の内容が、薬物依存者の多くに届いてないと考えられます。

【取組の方向】

- 薬物依存者や家族からの依存症の回復に向けた相談や、保健医療の確保については、「広島県保健医療計画」に基づき、推進します。
- 刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存者に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。

ウ 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援

【現状】

- 矯正施設や保護観察所において、性犯罪・性非行、ストーカー加害、暴力団関係といった特性に応じたプログラムの提供や指導を実施しており、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが蓄積されています。

【取組状況】

国	(法務少年支援センター) ○ 関係機関や地域住民の依頼に基づき、心理検査や問題行動の分析、助言等を実施 ・相談件数 275 件 (R1 年度)
---	-------------------------------------------------------------------------------

<性犯罪>

国	(矯正施設) ○ 性犯罪や性非行のある刑事施設入所者や少年院在院者に対して、認知行動療法に基づくプログラムや性非行防止指導を実施 (保護観察所) ○ 性犯罪のある保護観察対象者に対して、認知行動療法に基づくプログラムを提供 ○ 性犯罪による刑事施設入所者や保護観察対象者の家族に対し、支援に必要な知識の付与等を実施
県	(県警) ○ 13 歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、出所後の所在確認や面談を実施

<ストーカー加害者>

国	(保護観察所) ○ ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る保護観察対象者に対して、警察から得た情報等を基に、再加害を防止するための指導を実施
県	(県警) ○ ストーカー加害者に治療・カウンセリングの受診を勧奨。

<暴力団関係者>

国	(矯正施設) ○ 暴力団関係者である刑事施設入所者に対して、暴力団の反社会性を認識させるなど暴力団離脱に向けた指導を実施
県	(県警) ○ 暴力追放広島県県民会議等と連携した離脱支援や就労支援を実施

【課題】

- 性犯罪・性非行，ストーカー加害者，暴力団関係者といった特性に応じた支援や指導は，主に刑事司法関係機関や警察によって担われており，地域社会に知見やノウハウがないため，これらの者を受け入れることについて，抵抗感があります。

【取組の方向】

- 刑事司法関係機関職員や警察職員による行政職員や事業者等への研修など，犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組みます。

3 社会参画の実現

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿	10年後の目指す姿
<p>刑事司法機関や地域の支援組織と協力し、起訴猶予等で矯正・保護観察処遇に至らなかった者も含め、犯罪・非行をした者が、理解ある雇用主とのマッチングや就労体験、就労準備支援など、地域において支援を受ける仕組みづくりが進み、犯罪・非行をした者が就労する機会が増えています。</p> <p>また、就労後、国の支援が切れた後も、一定期間、地域において、雇用主と本人双方の不安を受け止め調整にあたる支援などにより、就労を継続する者の割合が高まりつつあります。</p> <p>さらに、犯罪・非行をした少年への修学に係る情報提供や、支援団体へのつなぎなど、個々の状況に応じた修学支援等により、就労以外でも社会参画が進んでいます。</p>	<p>刑事司法機関や地域の支援組織と協力し、犯罪・非行をした者のそれぞれの状況に応じた支援が行われ、就労体験の機会が増えること等により、就労希望者と雇用主双方の不安が軽減されるなど、犯罪・非行をした者が就労する機会が増えています。</p> <p>また、就労後、国の支援が切れた後も、一定期間、地域において、支援を受けることで、就労を継続する割合が高まっています。</p> <p>さらに、個々の状況に応じた修学支援等により就労以外でも社会参画が進んでいます。</p>

◇ 成果指標

指標名		現状値(R2)	5年後(R7)
県が就労支援した者の就労継続率		—	R3年度の取組結果を踏まえ設定
設定理由	犯罪・非行をした者の離職率が高い中、刑事司法手続き外においても、理解のある雇用主とのマッチングやフォローアップ、本人の特性に応じた支援などを行うことで、犯罪・非行をした者の就労継続率の向上につながると考えられるため。		

(1) 就労に向けた支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者のうち、犯罪時に無職である割合は、全年代で概ね50%を超えており、働き手である30～50歳代でも、概ね40～70%台で推移しています。
- 「令和元年版犯罪白書」によると、平成30（2018）年に全国で新たに刑事施設へ入所した者のうち、犯罪時に無職である割合は、初入者が64.6%である一方、再入者が72.1%であり、犯罪傾向が進んだ者ほど無職である割合が高まっています。
- 犯罪・非行をした者の社会復帰を目的に、犯罪・非行をした者を雇用しようとする事業主を協力雇用主として、保護観察所への登録が行われています。
 - ＜県内事業者の協力雇用主への登録状況＞R1 末現在：632 社
 - （内訳）建設業：56.6%，製造業：12.0%，サービス業：12.0%，運送業：5.9%，その他：13.4%
- 法務省が平成30（2018）年度に実施した協力雇用主に対するアンケート調査によると、雇用した犯罪・非行をした者の平均的な勤務継続期間は、「6か月以内」と回答した者の割合が46%となっており、「1年以内」も含めると約7割に達しています。
 - ＜協力雇用主が雇用した犯罪・非行をした者の平均的な勤務継続期間（H30 法務省調査）＞
 - 6か月以内：46.0%， 6か月超～1年以内：23.8%， 1年超～5年以内：19.9%，5年超：5.8%
- 上記アンケート調査によると、犯罪・非行をした人の就労上の問題として、無断欠勤や時間にルーズなどの社会生活上の能力の不足や同僚との円滑な人間関係が構築できないなどの対人スキルの不足が要因として挙がっています。
 - ＜犯罪・非行をした者の就労上の問題（複数回答可）（H30 法務省調査）＞
 - 勤務態度（無断欠勤等）：53.4%， 時間にルーズ：34.9%， 意欲の乏しさ：34.9%，同僚との円滑な人間関係：34.4% 等
- 生活上の困難を抱えるとされる境界知能にある者の認知機能を向上させ、社会生活能力の向上、基本的労働習慣の獲得につなげる「認知機能向上トレーニング」が開発され、効果の実証研究が進んでいます。

【取組状況】

国	<p>（矯正施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設における職業訓練，ハローワークと連携した職業相談・職業紹介等を実施（矯正管区） ○ 刑務所出所者の雇用を検討する事業主の採用手続きのサポート等を行う「コレワーク中国」を設置（保護観察所） ○ ハローワークと連携した職場体験・トライアル雇用，雇用した場合の奨励金給付・身元保証制度，民間団体への委託による伴走型の就職活動支援等を実施
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

県	<p>(県民活動課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審判不開始・不処分となった無職の少年や保護観察終了時に無職である少年に対し、就労に向けたカウンセリングや職業体験等を実施（法務省モデル事業） <ul style="list-style-type: none"> ・支援人数：5人（R1年度） <p>(建設産業課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力雇用主に対し、建設工事入札参加資格審査において加点評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格者数：62社（R1年度末時点） <p>(県警)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少年サポートセンターにおいて、非行少年の就労に向けた支援を実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業の実施（一般施策） <ul style="list-style-type: none"> ・実施市町数：6市町（R1年度末時点）
民間	<p>(就労支援事業者機構・弁護士会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両者で協定を締結し、被疑者・被告人段階の者の適性把握・マッチング支援等を実施

【課題】

(矯正・保護観察処遇を受けた者)

- 協力雇用主への登録が、建設業以外で進んでいないため、本人の適性或希望に沿った就労が困難な状況が想定されます。

(矯正・保護観察処遇を受けていない者)

- 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等により、矯正・保護観察処遇に至らなかった者については、国による就労支援を受けることができません※。

< 刑法犯、道路交通法違反を除く特別法犯の起訴猶予率 >

H30：64.8%（出典：「令和元年犯罪白書」）

< 地方裁判所で有罪判決を受けた者のうち、単純執行猶予・罰金刑であった割合 >

H30：58.6%（出典：「令和元年犯罪白書」）

※ 更生保護法第85条による「更生緊急保護」（身柄拘束を解かれた後、公的機関等による支援を受けられない場合、本人の申し出に基づき保護観察所が行う緊急的支援）により支援を受けた者を除く。

- 犯罪・非行をした者の7割近くは、1年以内の短期で退職しており、特に6か月以内の退職が多いことから、職場定着のためには、就労後に本人や雇用主が持つ不安や不満に助言等するフォローアップが有効と考えられますが、刑事司法関係機関は、法令上、刑事司法手続き終了後の関与ができません。

(就労に必要な資質・能力の醸成)

- 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業は、適正な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」、挨拶の励行など社会的な能力の形成を促す「社会自立に関する支援」、一般就労に向けた技法や知識の習得を促す「就労自立に関する支援」を、利用者の状況に応じて実施するものですが、市町の任意事業であり、取組に差があります。
- 境界知能にある者に対する効果的な支援プログラムについて研究が進み、「認知機能向上トレー

ニング」の効果が、一部では実証されつつありますが、支援の現場への普及には至っていません。

【取組の方向】

(矯正・保護観察処遇を受けた者)

- 多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。

(矯正・保護観察処遇を受けていない者)

- 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等となって、矯正・保護観察処遇に至らず、これまで就労支援の対象となっていなかった犯罪・非行をした者の就労支援に取り組みます。また、境界知能域にある者の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。
- 犯罪・非行をした者が、就労後においても、地域でフォローアップされる仕組みづくりを推進します。

(就労に必要な資質・能力の醸成)

- 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう、市町に情報提供や助言を行います。

(2) 修学等の支援

【現状】

- 法務省大臣官房調査によると、平成 30 (2018) 年に、全国で少年院を出院した者は 2,190 人おり、そのうち 369 人が少年院在院中に修学支援を受け、そのうち 272 人が高等学校等への復学・進学を希望していたものの、出院時に復学・進学の見込みを受けた者は 97 人でした。
 なお、広島矯正管区管内に所在する 4 つの少年院※でも、出院時の復学・進学希望者は、11 人であり、うち復学・進学決定者は 2 名でした。
 ※ 犯罪・非行時の居住地が広島県であった者が主に送致される。
- 広島県の保護観察処分少年は、近年、200 人台で推移しており、保護観察開始時の教育程度が中学校卒業・高校中退程度の者が、40%前後となっています。

【取組状況】

国	(少年院) ○ 義務教育未修了者 ・学習指導要領に準拠した教科指導 ・円滑な復学に向けた学校との調整 ○ 義務教育修了者 ・社会適応を円滑に進めるための指導等を実施 ・高等学校卒業程度認定試験の受験機会を付与する場合あり (保護観察所) ○ 「規則正しく通学すること」を特別遵守事項で設定する場合あり
県	(こども家庭課 (広島学園)) ○ 問題行動などにより家庭や学校で適応困難となった児童について、生徒指導・学習指導を実施 ・実人数：29 人 (R1 年度) ○ 円滑な復学・進学に向けた学校との調整 (県警) ○ 少年サポートセンターにおいて、非行少年の立ち直りを目的として、大学生ボランティア等と連携し、交流体験、学習支援及び各種体験活動等を実施 ・支援人数 (延べ)：955 人 (R1 年) (教育委員会) ○ 児童生徒の悩みや不安を受け止める相談窓口の設置やスクールソーシャルワーカーによる家庭環境の問題への支援 (一般施策)
市町	(中学校) ○ 少年院が行う教科指導等への協力や復学調整の実施
民間	(BBS 会) ○ 保護観察を受ける少年への学習支援 ・実施件数：1 件 (R1 年度) ○ 広島学園在園者に対する学習支援 ・実施回数：36 回 (R1 年度) ・参加人数 (延べ)：180 人 (R1 年度)

【課題】

(修学に関する情報提供)

- 少年院出院者や保護観察処分少年に対し，高等学校等への復学・進学に必要な情報が十分に提供されていない場合があります。

(修学等につなげる取組)

- 犯罪・非行をした事実により高等学校等を退学した少年が，矯正教育や保護観察を経て，再び高等学校や高等学校卒業認定試験を受験することを希望する場合でも，学習支援を実施する団体とつながる機会が少ない状況があります。

【取組の方向】

(修学に関する情報提供)

- 少年院や保護観察所などと連携し，少年院出院者，保護観察処分少年に，復学・進学に関する情報として，高等学校等における授業料等支援制度，定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。

(修学等につなげる取組)

- 少年院出院者や保護観察処分少年が，地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながることができるよう支援します。

【参考資料】

1 関連データ～年齢別の状況

(1) 成人（刑事施設入所者）の年代別状況※1

新たに刑事施設に入所した者（受刑者）で、犯罪時の住居が広島県であった者の状況。

（刑事施設入所者の現状であり、犯罪をするに至った直接の原因を示すものではありません。）

項目	入所者 (広島県)	20歳代			30歳代			40歳代			50歳代			60歳代			70歳以上		
		H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
人数	人	42	20	31	79	43	49	78	72	66	68	61	45	54	49	38	54	36	33
① 構成比 (各年代/全年代)	%	11.2	7.1	11.8	21.1	15.3	18.7	20.8	25.6	25.2	18.1	21.7	17.2	14.4	17.4	14.5	14.4	12.8	12.6
	(全国)%	13.9	13.7	14.0	23.5	22.8	21.8	27.7	27.8	26.6	16.9	17.8	19.5	12.0	11.7	11.2	6.0	6.2	7.0
② 犯罪時の就業状況																			
有職 (有職/全体)	%	33.3	45.0	61.3	41.8	55.8	40.8	28.2	29.2	43.9	22.1	23.0	33.3	13.0	16.3	21.1	9.3	0.0	12.1
	(全国)%	44.0	46.5	44.9	40.2	41.5	41.7	38.9	38.5	38.4	31.5	32.3	34.1	23.9	24.7	23.2	13.3	13.4	15.1
無職 (無職/全体)	%	66.7	55.0	38.7	58.2	44.2	59.2	70.5	70.8	56.1	77.9	77.0	66.7	87.0	83.7	78.9	90.7	100.0	87.9
	(全国)%	56.0	53.5	55.0	59.8	58.4	58.2	61.0	61.5	61.4	68.4	67.7	65.7	76.1	75.3	76.6	86.6	86.6	84.8
③ 能力検査値(IQ)																			
①+②	%	57.1	55.0	51.6	50.6	62.8	57.1	73.1	72.2	59.1	70.6	75.4	64.4	83.3	81.6	89.5	87.0	100.0	87.9
①～69 (～69の者/全年代以下同じ)	%	16.7	0.0	9.7	16.5	9.3	10.2	11.5	12.5	18.2	16.2	18.0	22.2	42.6	42.9	36.8	59.3	69.4	51.5
	(全国)%	7.3	7.4	6.1	10.1	10.1	9.6	14.2	14.0	13.2	20.3	19.2	18.1	39.8	39.0	39.6	69.8	63.3	60.8
②70～89	%	40.5	55.0	41.9	34.2	53.5	46.9	61.5	59.7	40.9	54.4	57.4	42.2	40.7	38.8	52.6	27.8	30.6	36.4
	(全国)%	45.8	46.2	44.8	49.9	48.9	47.8	53.0	50.5	50.5	51.0	51.0	51.1	47.4	45.2	43.6	25.0	29.1	28.9
③90～	%	42.9	40.0	41.9	49.4	37.2	40.8	26.9	27.8	40.9	25.0	24.6	33.3	14.8	16.3	7.9	5.6	0.0	3.0
	(全国)%	46.3	38.7	37.9	39.8	37.4	38.2	32.4	32.9	31.9	28.2	27.1	26.9	11.8	11.9	12.2	3.1	3.0	3.3
④ 罪名																			
窃盗 (窃盗/全体以下同じ)	%	47.6	30.0	41.9	31.6	32.6	34.7	39.7	23.6	34.8	32.4	27.9	53.3	48.1	53.1	63.2	57.4	72.2	63.6
	(全国)%	26.5	25.4	28.0	24.4	24.2	25.3	23.4	23.2	26.4	30.2	31.2	30.1	45.4	48.4	44.9	60.7	60.4	60.5
覚醒剤 取締法違反	%	11.9	5.0	0.0	24.1	34.9	30.6	25.6	40.3	30.3	26.5	39.3	28.9	22.2	18.4	15.8	13.0	11.1	6.1
	(全国)%	15.7	13.1	12.2	32.9	33.2	30.6	40.6	42.2	40.3	34.7	34.0	35.6	16.6	18.2	19.1	8.3	9.1	9.1
詐欺	%	7.1	10.0	19.4	5.1	4.7	8.2	3.8	8.3	6.1	7.4	8.2	2.2	3.7	2.0	0.0	3.7	2.8	3.0
	(全国)%	18.8	20.5	20.2	10.0	11.2	10.7	6.4	6.4	5.6	7.1	7.0	6.8	6.2	5.7	7.1	6.4	4.9	3.7
その他 (傷害・暴行・恐喝等)	%	33.3	55.0	38.7	39.2	27.9	26.5	30.8	27.8	28.8	33.8	24.6	15.6	25.9	26.5	21.1	25.9	13.9	27.3
	(全国)%	39.0	41.0	39.7	32.7	31.3	33.3	29.6	28.2	27.7	27.9	27.8	27.5	31.9	27.7	28.9	24.6	25.7	26.7
⑤ 入所度数																			
1度 (1度の者/全体以下同じ)	%	78.6	95.0	80.6	48.1	39.5	34.7	30.8	29.2	40.9	26.5	29.5	31.1	31.5	26.5	21.1	35.2	13.9	36.4
	(全国)%	81.6	82.6	82.6	46.4	47.5	48.1	32.5	32.8	33.0	29.7	29.4	27.3	32.0	31.2	30.4	36.3	32.5	29.8
2度以上	%	21.4	5.0	19.4	51.9	60.5	65.3	69.2	70.8	59.1	73.5	70.5	68.9	68.5	73.5	78.9	64.8	86.1	63.6
	(全国)%	18.4	17.4	17.4	53.6	52.5	51.9	67.5	67.2	67.0	70.3	70.6	72.7	68.0	68.8	69.6	63.7	67.5	70.2
⑥ 帰住先(前回出所時)																			
家族・親族 (家族・親族/全体以下同じ)	%	77.8	0.0	50.0	56.1	61.5	43.8	44.4	47.1	43.6	42.0	37.2	29.0	37.8	27.8	13.3	37.1	32.3	42.9
	(全国)%	72.5	71.6	72.6	62.3	62.7	62.6	53.1	51.5	52.6	42.9	42.3	42.9	33.4	33.8	32.6	35.2	38.2	35.6
更生保護施設等	%	11.1	0.0	33.3	19.5	7.7	34.4	18.5	21.6	17.9	20.0	25.6	32.3	24.3	33.3	40.0	31.4	38.7	14.3
	(全国)%	11.3	10.1	10.6	11.4	13.3	13.7	13.3	14.8	15.7	18.8	18.9	19.5	18.7	21.2	23.1	15.8	18.7	16.7
その他 (知人・親友・社会福祉施設)	%	0.0	100.0	16.7	12.2	3.8	3.1	3.7	9.8	15.4	14.0	14.0	9.7	5.4	8.3	13.3	8.6	9.7	14.3
	(全国)%	6.0	7.4	8.6	8.0	8.2	8.8	10.4	11.0	12.2	10.0	14.0	14.7	12.3	13.3	15.4	10.5	15.2	18.8
⑦ なし・不詳	%	11.1	0.0	0.0	12.2	26.9	18.8	33.3	21.6	23.1	24.0	23.3	29.0	32.4	30.6	33.3	22.9	19.4	28.6
	(全国)%	10.1	10.9	8.3	18.2	15.9	15.0	23.1	22.6	19.6	28.3	24.8	22.9	35.6	31.6	28.9	39.4	28.8	29.8

(実線：全国との比較。破線：広島県の年代間の比較。以下同じ。)

〔状況〕

項目	状況
年代別の構成比	①60歳以上の割合が27～30%で推移しており、全国値よりも10ポイント程度高い。
犯罪時の就業状況	②無職者の割合が全年代で概ね50%を超えており、働き手である30～50歳代では概ね40～70%台で推移している。
能力検査値 (IQ相当値※2)	③IQ相当値69以下※3の者と、IQ相当値70～89(生活上の困難を抱えるとされる“境界知能※4”にある者を含む)の者が、全年代で50%を超えて推移している。特に、IQ相当値69以下の者の割合は、60歳以上が30～60%台で推移しており、概ね20%未満である他の年代よりも高い。
罪名	④「窃盗」の割合が、20歳代では30～40%台、60歳以上は40～70%台で推移しており、罪名中で最も高い。30～50歳代は「覚醒剤取締法違反」の割合が20～40%台で推移しており、概ね20%未満である他の年代よりも高い。 ⑤「窃盗」の割合は、年次や年代によって20～70%台と変動するが、全年代で、概ね全国値を超えている。
入所度数	⑥20歳代は、初めて刑事施設に入所する者が70～90%台で推移している。30歳代以上では2度以上が50%を超えている。
帰住先	⑦40～60歳代の「更生保護施設等」(一時的な住居)の割合が、概ね18～40%で推移しており、3年平均で全国値よりも8ポイント程度高い。「家族・親族」の割合は、13～47%で推移しており、3年平均では全国値よりも7ポイント程度低い。 ⑧40歳代以降は、帰住先「なし・不詳」の割合が概ね20～30%台で推移しており、特に60歳代は、30%を超えている。

※1 法務省矯正局調査を基に県民活動課で作成。

※2 刑事施設において実施した能力検査の結果を、IQに相当する値に置き換えたもの。

※3 広島県の療育手帳は、こども家庭センターの判定により、IQ75未満の者に対し、社会適応能力を加味した上で交付される。

※4 境界知能にある者とは、IQ71～85未満の者を言い、知的障害と判定されないものの、認知機能の弱さ・対人スキルの乏しさなど生活上の困難を抱えるとされる。(広島大学大学院宮口教授講演資料((公財)鳥取市人権情報センター機関紙「架橋」42号36～45頁)に依る。)なお、IQの中央値は、100。

(2) 少年（保護観察処分少年）の年齢別状況※

家庭裁判所の審判により、新たに保護観察に付された少年（保護観察処分少年）の保護観察開始時の状況。

（保護観察処分少年の現状であり、非行をするに至った直接の原因を示すものではありません。）

保護観察処分少年 (広島県)		14歳			15歳			16歳			17歳			18歳			19歳				
		H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30		
項目	人数	人	30	32	19	38	36	51	56	55	35	63	60	44	48	40	36	60	48	42	
①	構成比	(各年齢/全年齢)	%	10.2	11.8	8.4	12.9	13.3	22.5	19.0	20.3	15.4	21.4	22.1	19.4	16.3	14.8	15.9	20.3	17.7	18.5
		(全国)	%	4.9	4.0	3.4	12.9	12.3	10.4	17.9	17.9	17.1	22.2	20.8	21.7	18.1	19.0	19.2	23.9	26.0	28.3
②	保護観察開始時の教育程度																				
	中学校在学	(中学校在学/全体)以下同じ	%	100.0	100.0	100.0	57.9	41.7	51.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		(全国)	%	99.6	99.7	99.7	45.7	44.4	41.8	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中学校卒業・高等学校中退		%	0.0	0.0	0.0	18.4	25.0	9.8	51.8	54.5	42.9	49.2	43.3	47.7	58.3	60.0	52.8	48.3	47.9	45.2
		(全国)	%	0.0	0.0	0.3	26.4	23.6	25.0	53.1	52.7	53.4	55.1	56.1	54.4	54.0	54.9	53.7	46.6	45.9	43.4
③	高等学校在学		%	0.0	0.0	0.0	23.7	33.3	39.2	46.4	45.5	57.1	50.8	56.7	52.3	27.1	20.0	33.3	18.3	14.6	9.5
		(全国)	%	0.2	0.0	0.0	27.8	31.9	33.2	46.7	47.1	46.4	44.2	43.3	45.0	25.7	26.0	25.4	5.0	4.9	5.4
④	不良集団関係																				
	なし	(なし/全体)	%	83.3	71.9	84.2	73.7	75.0	88.2	87.5	81.8	80.0	82.5	76.7	81.8	89.6	80.0	88.9	90.0	91.7	100.0
		(全国)	%	66.2	70.0	69.3	66.5	71.0	76.2	68.7	68.6	74.0	70.9	69.6	73.2	77.7	77.5	78.8	87.7	87.8	88.8
④	罪名																				
	窃盗	(窃盗/全体)以下同じ	%	33.3	34.4	31.6	44.7	44.4	52.9	57.1	41.8	37.1	42.9	28.3	22.7	31.3	20.0	11.1	30.0	8.3	23.8
		(全国)	%	45.1	41.3	47.4	47.0	51.4	47.9	41.7	44.4	44.4	34.2	34.0	32.7	28.1	27.4	27.6	22.3	21.9	20.1
	道路交通法違反		%	0.0	0.0	0.0	5.3	8.3	3.9	19.6	21.8	8.6	23.8	40.0	22.7	33.3	17.5	33.3	16.7	18.8	16.7
	(全国)	%	2.8	3.5	2.1	5.0	5.2	4.9	18.7	15.8	14.3	24.3	26.5	26.3	22.2	22.5	20.6	17.2	16.3	16.5	

[状況]

項目	状況
年齢別の構成比	①14・15歳の割合が23～30%で推移しており、3年平均では全国値より10ポイント程度高い。
教育程度	②16～19歳は、中学校卒業、高等学校中退の割合が40～60%で推移している。
不良集団関係	③関係「なし」の割合が70%以上で推移しており、全年齢で全国値を超える。
罪名	④14～17歳は、「窃盗」の割合が20～50%台で推移しており、罪名中最も高い。17歳以降は「道路交通法違反」も増加している。

※ 法務省保護局調査を基に県民活動課で作成。

2 活用できる機関・団体、制度

犯罪・非行をした人の中には、高齢、疾病、貧困、障害、厳しい成育環境など、生活における様々な困難、生きづらさを抱えている人がいます。

地域における、福祉、保健医療、就労等に関する様々な支援機関・団体、制度をまとめましたので、ご本人が立ち直りに取り組むときや、周囲の方が支援される際の参考にしてください。

【掲載内容】 ※活用にあたっては、表中の「概要」や「対象」などを確認し、御利用ください。

(1)生活上の基本ニーズの確保・回復	
ア	自立困難な出所者・保護観察対象者の生活
	○広島県地域生活定着支援センター ○更生保護サポートセンター（保護司）
イ	生活困窮、住居
	○生活困窮者自立相談支援機関の窓口（市町）
	○生活保護の窓口（市町）
	○居住支援法人 ○公営住宅
ウ	高齢などを背景とした困りごと
	○地域包括支援センター ○民生委員・児童委員 ○県・市町社会福祉協議会
	エ 障害があるかもしれないとの悩み、障害者支援
エ	○広島県発達障害者支援センター ○市町相談支援事業（障害者基幹相談支援センターを含む。）
	オ ころの悩み
オ	○精神保健に関する相談窓口（市町、保健所・保健センター） ○広島県立総合精神保健福祉センター
	カ 薬物依存等
カ	○広島県立総合精神保健福祉センター【再掲】 ○薬物依存症等の治療に対応可能な医療機関 ○依存症の回復施設
	キ 法的な悩み
	○広島弁護士会法律相談センター ○法テラス広島
(2)社会参画の実現	
ア	仕事・就労訓練（刑務所出所者等専用）
	○ハローワーク（公共職業安定所） ○協力雇用主 ○コレワーク中国（矯正就労支援情報センター室）
	イ 仕事・就労訓練（ア以外）
	○ハローワーク（公共職業安定所）【再掲】 ○ひろしましごと館 ○地域若者サポートステーション ○高等技術専門学校等
ウ	障害者の就労
	○ハローワーク（公共職業安定所） ○障害者就業・生活支援センター
エ	非行防止、子供若者の支援
	○少年サポートセンター ○ヤングテレホン広島・ヤングメール ○こども家庭センター・児童相談所 ○広島法務少年支援センター ○子供・若者支援機関（非行防止・立ち直り支援） ○高等学校等の授業料等に係る支援 ○高等学校卒業程度認定試験

(1) 生活上の基本ニーズの確保・回復

ア 自立困難な出所者・保護観察対象者の生活

広島県地域生活定着支援センター〔県所管課：地域福祉課〕	
概要	高齢又は障害により福祉的な支援等を必要とする矯正施設からの出所者に対し、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう調整するなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。
対象	矯正施設から出所した本人や関係者
主な支援内容	・保護観察所からの依頼に基づいて、福祉施設のあっせんや福祉サービスの申請支援 ・矯正施設出所者を受け入れた施設への助言 ・出所した本人や関係者からの相談への助言 などを行います。
連絡・参照先	所在地：広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内 TEL：082-250-0503 URL： https://hacsw.jp/lifefixing.html
更生保護サポートセンター（保護司）〔所管団体：広島保護観察所〕	
概要	保護司が、地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行う拠点です。
対象	保護観察中の方
主な支援内容	保護司は、保護観察中の方と面接を行い指導・助言を行うほか、刑務所や少年院に入っている方の帰住先の生活環境の調整、犯罪を予防するための啓発活動などを行い、地域における立ち直りを支援します。
連絡・参照先	更生保護サポートセンター一覧（全国保護司連盟HP） URL： https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi_info/index/16/ ※上記HPに掲載されていない箇所もあります。最寄りのセンターについては、広島保護観察所（082-221-4496）、保護司会（hiroshima.kenhoren@gmail.com）にお尋ねください。

イ 生活困窮、住居

生活困窮者自立相談支援機関の窓口（市町）〔県所管課：社会援護課〕	
概要	働くことが難しい、住まいが不安定であるなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口です。相談者が抱える様々な困りごとに対して、他の機関と連携して解決に向けた支援を行います。
対象	・就労、住居、家計管理等に悩みを抱え、生活に困窮している方 ・現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある方
主な支援内容	就労、住居、家計管理等をサポートします。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援を行います。
連絡・参照先	お住まいの市町の自立相談支援機関（厚生労働省HP） URL： https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf

生活保護の窓口（市町）〔県所管課：社会援護課〕	
概要	生活を支えていた人の死亡・病気・事故などで収入が減った場合に、資産や能力等すべてを活用し自力で生活するための努力をしても、なお生活に困窮するときは、その程度に応じて必要な保護費が支給されます。
対象	生活に困窮する方
主な支援内容	生活保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助があります。
連絡・参照先	お住まいの市区町福祉事務所一覧 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/50/hukusi-hokennsyo.html
居住支援法人〔県所管課：住宅課〕	
概要	住宅の確保に特に配慮を要する方が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として県の指定を受けた法人です。
対象	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、保護観察対象者、その他住宅の確保に特に配慮を要する方
主な支援内容	① 登録住宅の入居者への家賃債務保証 ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ③ 見守りなど要配慮者への生活支援 ④ ①～③に附帯する業務 ※居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではありません。
連絡・参照先	居住支援法人一覧 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/394963.pdf
公営住宅〔県所管課：住宅課〕	
概要	地方公共団体が建設し、低所得者向けに割安な賃料設定で提供される賃貸住宅のことです。所得制限があり、住宅の規模・立地状況、収入によって家賃が異なる場合があります。
対象	原則として、現在、同居または同居しようとする親族がいることや、一定の収入基準の以下でないと申し込みすることができません。県営住宅であれば広島県に、市町営住宅であれば、当該市町に在住・在勤していることや、独自に入居基準を定めている場合があります。ただし、60歳以上の世帯や障害者世帯等に対する特例措置も用意されているので、検討時には諸条件をご確認ください。
主な支援内容	低所得者向けに割安な賃料で住宅を提供します。
連絡・参照先	県営住宅について URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/1182992095227.html 市町営住宅については、お住まいの市町の担当窓口にお尋ねください。 市町営住宅担当課一覧 URL： https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/kouei-jutaku-madoguti.html

ウ 高齢などを背景とした困りごと

地域包括支援センター〔県所管課：地域包括ケア・高齢者支援課〕	
概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せるよう、幅広く様々な相談に応じ、関係機関との調整を行いながら、支援する機関です。
対象	高齢者
主な支援内容	介護予防サービスの利用、生活相談、介護に関する高齢者虐待や成年後見制度の利用などの権利擁護相談などを行います。
連絡・参照先	地域包括支援センター一覧 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tiikihoukatusienncenter/houkatusetti.html
民生委員・児童委員〔県所管課：地域包括ケア・高齢者支援課〕	
概要	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める非常勤の地方公務員の方々です。
対象	地域住民
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、子育て世帯、障害者、生活にお困りの方など、支援の必要な方々の生活上の相談対応 ・ひとり暮らし高齢者宅への訪問、声かけ、見守り活動 ・住民が心配ごと、困りごとがある場合の必要な支援先へのつなぎなどを行います。
連絡・参照先	最寄りの民生委員・児童委員が分からない場合は、市町担当課に連絡してください。 市町民生委員・児童委員担当課一覧 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/63/minsei.html
県・市町社会福祉協議会〔県所管課：地域福祉課〕	
概要	地域での様々な生活上の問題を見つけだし、住民相互の理解を深めてもらう講座や、身近に暮らす人たちが相互に関係を深めてもらう場づくり、具体的な支えあいの方など提案とその活動展開を行いながら、誰もがどんな時も安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。
対象	地域住民
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の権利擁護の推進 ・生活困難者への経済的支援の推進 ・地域の支え合い活動の推進支援 ・福祉・介護人材の確保等の推進 など
連絡・参照先	お住まいの市町の社会福祉協議会にご相談ください。 市町社会福祉協議会一覧 URL: https://www.hiroshima-fukushi.net/other/shakyo-address/ 県社会福祉協議会 HP URL: https://www.hiroshima-fukushi.net/

エ 障害があるかもしれないとの悩み、障害者支援

広島県発達障害者支援センター〔県所管課：障害者支援課〕	
概要	電話や来所により、発達障害に関するご相談に対応するほか、情報提供やアドバイス、関係機関の紹介等を行います。来所を希望される場合は、予約が必要です。
対象	発達障害のあるご本人やご家族
主な支援内容	相談支援のほか、対象者への関わり方をご家族と一緒に考える発達支援、就労支援機関等と連携しながら、就労に向けた相談支援等を行います。
連絡・参照先	所在地：東広島市西条町西条4 1 4 番地 3 1 サポートオフィス Q u e s t 内 TEL:082-490-3455 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1170212593628.html
市町相談支援事業（障害者基幹相談支援センターを含む。）〔県所管課：障害者支援課〕	
概要	地域の障害のある方、その保護者、介護者などからのご相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助などを行っています。
対象	障害のある方やそのご家族等
主な支援内容	障害のことや、生活のこと、各種福祉制度のことなど、相談に応じます。
連絡・参照先	市町相談支援事業一覧 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/712888_7055085_misc.pdf

オ こころの悩み

精神保健に関する相談窓口（市町、保健所・保健センター）〔県所管課：健康対策課、健康福祉総務課〕	
概要	市町、保健所・保健センターでは、こころの悩みに関する相談に応じています。面接相談を希望する人は、あらかじめ電話で相談日時・場所等を確認してください。
対象	どなたでも相談できます。
連絡・参照先	相談窓口一覧（県HP） URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/seishin-soudan.html
広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）（広島市外の方）〔県所管課：健康対策課〕 ※広島市にお住まいの方は、広島市精神保健福祉センター	
概要	県内（広島市を除く※）にお住まいの方で、主に保健所や医療機関など関係機関からご紹介のあった方の相談を、相談員がお受けします。なお、電話やメールなど面接以外の相談はお受けしていません。
対象	主に保健所や医療機関など関係機関からご紹介のあった方
主な支援内容	・精神保健福祉に関する相談 ・思春期の心の問題、ひきこもりに関する相談 ・依存症（薬物など）に関する相談 など
連絡・参照先	所在地：安芸郡坂町北新地二丁目 3-77 TEL：082-884-1051

	<p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/65/1297643187309.html</p> <p>※広島市にお住まいの方は、広島市精神保健福祉センターに御連絡ください。</p> <p>所在地：広島市中区富士見町 11-27</p> <p>TEL：:082-245-7731</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

カ 薬物依存等

<p>広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）〔県所管課：健康対策課〕</p> <p>※広島市にお住まいの方は、広島市精神保健福祉センター</p>	
<p>※再掲（上記参照）</p>	
<p>薬物依存症等の治療に対応可能な医療機関〔県所管課：薬務課，健康対策課〕</p>	
医療法人せのがわ 瀬野川病院	<p>広島市安芸区中野東 4 丁目 11-13</p> <p>TEL：082-892-1055</p> <p>URL: https://senogawa.jp/</p>
医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	<p>呉市阿賀北 1 丁目 15-45</p> <p>TEL：0823-72-6111</p> <p>URL: http://kuremidorigaoka.com/</p>
医療法人絃友会 福山友愛病院	<p>福山市水呑町 7302-2</p> <p>TEL：084-956-2288</p> <p>URL: http://yuai-hospital.or.jp/</p>
医療法人社団更生会 草津病院	<p>広島市西区草津梅が台 10-1</p> <p>TEL：082-277-1001</p> <p>URL: https://www.kusatsu-hp.jp/</p>
<p>依存症の回復施設〔県所管課：薬務課，県民活動課〕</p>	
一般社団法人 広島ダルク ＜薬物依存＞	<p>所在地：広島市中区富士見町 11-27 広島市保健センター 1 F</p> <p>TEL：070-3313-1152</p> <p>URL: https://hirosimadarc.p-kit.com/</p>
社会福祉法人光の園 広島マック ＜アルコール依存等＞	<p>所在地：広島市南区比治山町 1-12</p> <p>TEL：082-262-6689</p> <p>URL: http://hikarinosono.jp/publics/index/21/</p>

キ 法的な悩み

広島弁護士会法律相談センター〔所管団体：広島弁護士会〕	
概要	広島弁護士会所属の弁護士が、借金問題（クレジット、サラ金、闇金、住宅ローンなど）、離婚・相続などの家族問題、交通事故など、様々な法的な悩みについてアドバイスします。相談料は有料ですが、一定の資力以下の方については法律扶助制度により無料となることもあります。
対象	どなたでも相談できます。
主な支援内容	法律相談
連絡・参照先	法律相談センター一覧 URL: https://www.hiroben.or.jp/soudan/soudan_center/
法テラス広島〔正式名称：日本司法支援センター広島地方事務所〕	
概要	法的トラブル解決のための、公的な「総合案内所」です。
対象・主な支援内容	（どなたでも、無料で） 法制度や相談窓口等をご案内します。 （一定の資力基準を満たす方） 弁護士・司法書士による法律相談を無料で受けることができます。 また、弁護士費用・司法書士費用の立替制度を利用することができます。
連絡・参照先	所在地：広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1F TEL:0570-078352 （IP 電話をご利用されている場合は 050-3383-5485） URL: https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/index.html

(2) 社会参画の実現

ア 仕事・職業訓練（刑務所出所者等専用）

ハローワーク（公共職業安定所）〔所管団体：広島労働局〕	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の総合的雇用サービス機関で、求人の受理や職業相談紹介をはじめ、雇用に関する各種の相談・指導等の業務を行っています。 刑務所，少年院，保護観察所等から協力依頼のあった方については，関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行っています。
対象	支援対象者として矯正施設の長が，安定所長へ就労支援の協力依頼を行った方など
連絡・参照先	広島労働局管内のハローワーク一覧 URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hello_work/hello_main.html
協力雇用主〔所管団体：広島保護観察所〕	
概要	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を，その事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主です。広島では約630の事業主に登録いただいています（R2.3時点）。様々な業種の事業主の方にご登録をいただきたいと考えています。
対象	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者など
主な支援内容	協力雇用主は，犯罪・非行をした人であるという事情を理解した上で雇用し，自立や社会復帰を支援します。
連絡・参照先	協力雇用主制度について（法務省HP） URL： http://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00030.html#02
コレワーク中国（矯正就労支援情報センター室）〔所管団体：広島矯正管区〕	
概要	刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主に対し，採用手続のサポートを行います。
対象	刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 雇用情報提供サービス 採用手続支援サービス 就労支援相談窓口サービス
連絡・参照先	所在地：広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館8階 TEL：082-223-8192 E-mail： corrework-chugoku@i.moj.go.jp URL: http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html

イ 仕事・職業訓練（ア以外）

ハローワーク（公共職業安定所） 〔所管団体：広島労働局〕	
※再掲（前ページ参照）	
ひろしましごと館 〔県所管課：雇用労働政策課〕	
概要	「ひろしましごと館」は、全世代の就業や社会貢献活動を幅広くサポートする総合相談窓口です。「シニア・ミドル職業紹介コーナー」、「若年者就業相談コーナー」があり、一人一人の状況に応じて支援します。
対象	就業を希望する方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談員によるキャリアコンサルティング ・就職・再就職のための準備支援 ・企業とのマッチング
連絡・参照先	<p>「広島県雇用労働情報サイト わーくわくネットひろしま」で、対象ごとの問い合わせ先をご確認ください。</p> <p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/shigotokan.html</p>
地域若者サポートステーション 〔所管団体：広島労働局，県所管課：雇用労働政策課〕	
概要	「働きたいけど，どうしたらよいかわからない」，「自信が持てず一步を踏み出せない」，「コミュニケーションが苦手」，「人間関係でつまずき，退職後のブランクが長くなってしまった」等，働くことに悩みを抱えている若者の就労に向けた支援を実施します。
対象	働くことに悩みを抱えている 15 歳～49 歳までの方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談 ・集団での演習等を通じたコミュニケーションの訓練やステップアップ ・協力企業での就労体験
連絡・参照先	<p>地域若者サポートステーション一覧（県内 3 か所）</p> <p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/wakamono-kouryuukan-h27.html</p>
高等技術専門校等 〔県所管課：職業能力開発課〕	
概要	社会の変化に対応できる知識・技術・技能を習得するための公共職業能力開発施設です。
対象	<p>公共職業安定所に求人申し込みをされた方及び新規卒業見込者</p> <p>※志望科によって年齢制限が異なります。</p>
主な支援内容	ものづくりの訓練を中心に知識・技術・技能を習得できるよう様々な職業訓練をしています。障害のある方を対象とする能力開発校もあります。
連絡・参照先	<p>職業訓練施設一覧</p> <p>URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/69/shisetsu-syokai.html</p>

ウ 障害者の就労

ハローワーク（公共職業安定所）〔所管団体：広島労働局〕	
概要	障害のある方の就職活動を支援するため、障害について専門的な知識をもつ職員・相談員を配置し、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりするなど、きめ細かく支援します。
対象	障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方です。
連絡・参照先	広島労働局管内のハローワーク一覧 URL: https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/hello_work/hello_main.html
障害者就業・生活支援センター〔県所管課：障害者支援課〕	
概要	就職を希望されている障害のある方や在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、身近な地域において、企業、ハローワーク、障害福祉サービス、特別支援学校等の関係機関の連携拠点として、就業面と生活面を一体的に支援します。
対象	専門的な支援の対象者は、障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方です。障害者手帳をお持ちでない方も利用できます。
主な支援内容	センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、新規就労や職場定着などを支援します。
連絡・参照先	障害者就業・生活支援センター一覧（県内8か所） URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syugyou-seikatsushien-center.html

エ 非行防止，子供若者の支援

少年サポートセンター〔県所管課：少年対策課〕	
概要	非行少年や不良行為(喫煙，深夜はいかいなど)少年など，様々な子供たちと接している少年育成官が中心となって，少年や保護者からの相談を受けたり，学校，地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行っています。
対象	少年，保護者
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・少年相談：電話や面接などにより，非行や友人関係，親子関係，犯罪被害など少年に関する相談をお受けしています。 ・継続補導：非行を犯した少年などの再非行を防止するため，保護者の同意のうえで，継続して少年や保護者に対する指導や助言，カウンセリングなどを行います。 ・街頭補導：少年非行，不良行為防止，被害少年の保護のため，街頭で少年への声かけなどを行っています。
連絡・参照先	少年サポートセンターひろしま 所在地：広島市中区国泰寺町1丁目4番15号 広島市役所北庁舎別館1階 TEL:082-242-7867 少年サポートセンターふくやま 所在地：福山市草戸町五丁目12番3号 福山市男女共同参画センター 2階 TEL:084-925-7011 少年サポートセンター共通 URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police7/list1342.html
ヤングテレホン広島・ヤングメール〔県所管課：少年対策課〕	
概要	友人関係，親子関係，学校問題などの不安や悩みについて，相談支援します。もちろん，秘密は厳守します。どこに相談したらよいか悩んでいるという場合に，一度ご相談ください。
対象	少年，保護者など
連絡・参照先	ヤングテレホン広島 TEL：082-228-3993 ヤングメール（県警ホームページ内） URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police7/syonensoudan.html

こども家庭センター・児童相談所〔県所管課：こども家庭課〕	
※広島市にお住まいの方は、広島市児童相談所	
概要	子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援機関です。子供に関する様々な相談に応じ、子供が抱える問題や真のニーズなどを把握して、それぞれの子供にとって最も適切な解決方法を共に考え、援助します。
対象	子供(18歳未満)、保護者
主な支援内容	子供に関する様々な相談(養護相談、言葉や発達の相談、性格や行動の相談、非行相談、不登校相談、心身障害相談など)に応じ、援助します。
連絡・参照先	児童相談所相談専用ダイヤル 0570-783-189 (なやみいちはやく) 広島県こども家庭センター一覧(県内3か所) URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kodomokateicenter/1170806048844.html ※広島市にお住まいの方は、広島市児童相談所(電話 082-263-0694)
広島法務少年支援センター〔所管団体：広島矯正管区〕	
概要	児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。
対象	本人、保護者、支援者など
主な支援内容	広島法務少年支援センターでは、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、 <ul style="list-style-type: none"> ・能力・性格の調査 ・問題行動の分析や指導方法の提案 ・子供や保護者に対する心理相談 ・事例検討会等への参加 ・研修・講演 ・法教育授業等 ・地域の関係機関等が主催する協議会への参画 ・成人に対する心理相談、問題行動の分析 などの支援を心理学等の専門家が行っています。
連絡・参照先	所在地：広島市中区吉島西三丁目15-8 TEL：082-543-5775 URL: http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00039.html
子供・若者支援機関(非行防止・立ち直り支援)〔県所管課：県民活動課〕	
概要	県内には、社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者を支援する機関・団体があり、非行防止や立ち直り支援を行っている団体や相談に対応可能な団体があります。
対象	団体によって異なりますので、「連絡・参照先」に記載している県ホームページで個別にご確認ください。
連絡・参照先	県ホームページ URL: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/kenkatsu/kowakaichiran.pdf

高等学校等の授業料等に係る支援〔県所管課：教育支援推進課，学事課〕	
概要	県内の公立高等学校や私立高等学校等に通う生徒に対して，家庭の収入状況に応じて，授業料や教科書費等の授業料以外の教育費を支援します。
対象	高等学校等に在学する生徒，保護者で，一定の条件を満たす方
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料を軽減する就学支援 ・ 教科書費，学用品等の授業料以外の教育費を軽減する奨学支援
連絡・参照先	<p>県立高等学校等の授業料等について（教育支援推進課）</p> <p>URL:https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-jugyouryou-seido.html</p> <p>私立高等学校等の授業料等について（学事課）</p> <p>URL:https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/jugyouryoukeigen.html</p>
高等学校卒業程度認定試験〔県所管課：生涯学習課〕	
概要	高等学校を卒業していない等のため，大学等の受験資格がない人に対し，「高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうか」を文部科学省が認定する試験です。合格者は大学・短期大学・専門学校等の受験資格が与えられます。また，高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され，就職，資格試験等に活用することができます。
対象	受験しようとする試験の日が属する年度の終わりまでに満16歳以上になる人が受験できます。
連絡・参照先	<p>高等学校卒業程度認定試験について（文部科学省HP）</p> <p>URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/</p>

3 用語解説

▶新たな住宅セーフティネット制度

低額所得者，高齢者，障害者，子育て世帯，保護観察対象者その他住宅の確保に特に配慮を要する人（＝住宅確保要配慮者）と民間賃貸住宅の空き家・空き室をつなぎ，住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年に設立された制度。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（＝セーフティネット住宅）の登録制度，登録住宅への経済的支援及び住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援から構成

▶「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」

広島県行政の全体方針や構想を示す計画。計画期間は10年間（令和3年度～令和12年度）

▶起訴猶予

不起訴処分のうち，犯罪の嫌疑が認められる場合でも，犯罪の重軽及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの

▶矯正施設

法務省の設置する刑事施設，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

▶協力雇用主

犯罪・非行をした者を，事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主

▶居住支援協議会

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための方策を協議することを目的に，地方公共団体，居住支援法人，不動産関係団体等で組織された協議会

▶居住支援法人

新たな住宅セーフティネット制度に基づき，住宅確保要配慮者に対する住宅相談や見守り支援等

を実施する法人として県の指定を受けた法人

▶刑事施設

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称。懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者や刑事訴訟法の規定により拘留される者等を収容し，必要な処遇を行う施設

▶刑事司法手続き

犯罪をした人等に対する，検察，裁判，矯正処遇及び保護観察処遇までの一連の手続き

▶更生支援

犯罪・非行をした者が円滑に社会復帰することができるように支援する活動，立ち直り支援

▶更生保護

犯罪・非行をした者を保護観察等により社会の中で適切に処遇することにより，改善更生することを助ける取組や犯罪予防活動

▶更生保護サポートセンター

保護司が，地域の関係機関・団体と連携しながら，地域で更生保護活動を行うための拠点

▶更生保護施設・自立準備ホーム

保護観察所の委託により，一定期間，犯罪・非行をした者に対し宿泊場所や食事の提供等を行う施設

▶更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成，犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体

▶執行猶予

刑事事件において有罪判決が下される際に，一定期間，刑の執行を猶予する判決

▶少年院

家庭裁判所の審判において少年院送致の決定がなされた少年等を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設

▶少年鑑別所

家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護措置の決定により送致された少年等を収容し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うことを所掌業務として行う施設

▶少年サポートセンター

非行少年等の相談・居場所づくり・立ち直り支援を実施する警察職員等の活動拠点

▶生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度

▶地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会

▶地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援等を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう調整を実施する機関。全都道府県に設置

▶特定非営利活動法人就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体

▶特別刑法

覚醒剤取締法などの刑法以外の刑罰法規

▶「広島県地域福祉支援計画」

広島県の地域共生社会実現に向けた取組を推進するための計画。計画期間は、5年間（令和2年度～令和6年度）

▶BBS（Big Brothers and Sisters）会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行うボランティア団体

▶「『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プラン」

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の方向性を定め、目標を達成するための行動計画。計画期間は5年間（令和3年～令和7年）

▶法務少年支援センター

少年鑑別所が、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称

▶保護観察

犯罪・非行をした者に対し、法律や裁判等で定められた期間、社会の中で保護観察官及び保護司による指導・支援を行う処遇

▶保護司

犯罪・非行をした者の立ち直りを支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務

4 検討経緯

(1) 広島県再犯防止推進連絡会議

○ 会員名簿

区分	会員名
県	環境県民局 県民活動課長
	健康福祉局 こども家庭課長
	健康福祉局 健康対策課長
	健康福祉局 薬務課長
	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課長
	健康福祉局 地域福祉課長
	健康福祉局 地域共生社会推進課長
	健康福祉局 社会援護課長
	健康福祉局 障害者支援課長
	商工労働局 雇用労働政策課長
	土木建築局 住宅課長
	教育委員会事務局学びの变革推進部 豊かな心と身体育成課長
	警察本部生活安全部 生活安全総務課長
	国
広島矯正管区第一部 更生支援企画課長	
広島刑務所分類審議室 首席矯正処遇官	
広島法務少年支援センター 地域非行防止調整官	
広島地方検察庁 首席捜査官	
広島労働局職業安定部 地方職業指導官	
市町	広島市市民局 市民安全推進課長
	北広島町 人権・生活総合相談センター所長
民間	公益社団法人広島県社会福祉士会 相談役
	広島県地域生活定着支援センター長
	広島弁護士会 弁護士
	広島県保護司会連合会 会長
	広島県更生保護女性連盟 会長
	特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構 副会長兼常務理事
	広島県 BBS 連盟 会長

(令和2年7月現在)

○ 広島県再犯防止推進連絡会議開催状況

令和2年8月 (書面開催) 骨子案の審議

令和2年10月8日 素案の審議

(2) 広島県議会

令和2年8月19日 生活福祉保健委員会で骨子案の審議

令和2年12月14日 生活福祉保健委員会で素案の審議

(3) 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

区分	内容
実施期間	令和2年12月14日～令和3年1月13日
公表場所	県庁行政情報コーナー，県庁環境県民局県民活動課， 県の各厚生環境事務所・支所（厚生課・厚生保健課）， 県ホームページ
募集した意見	「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」(仮称) 《素案》に対する御意見
意見の提出方法	郵便，ファックス，電子メール，電子申請
意見の提出人数	6人

【問い合わせ先】

広島県環境県民局県民活動課

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

TEL：082-513-2740

E-mail: kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp